

平成30年度第2回 評価委員会説明資料



平成30年12月25日(火)

公益社団法人 みやぎ農業振興公社

(1) 農地中間管理事業の概要について

農地の貸し借り「声かけ運動」実施中!

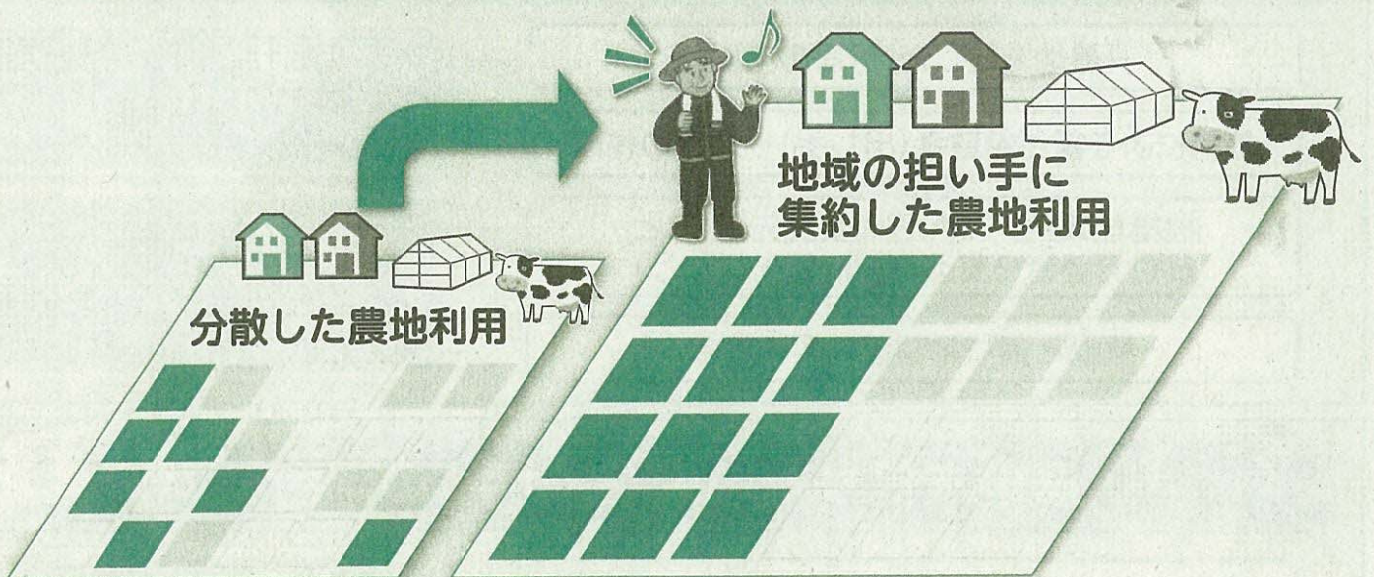
農地集積バンクを活用しましょう!

「農地集積バンク」を活用して問題解決!

- 規模拡大又は利用権を交換して分散した農地をまとめた担い手の方
- 農業をリタイアするので農地を貸したい方
- 新規就農するので農地を借りたい方

※「農地集積バンク」とは、事業主体である農地中間管理機構とその業務委託先及び事業推進する行政機関・団体等の総称として表現しております。

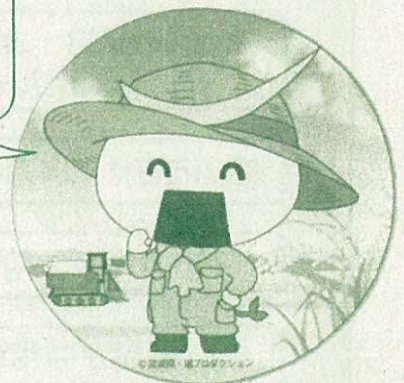
認定農業者等の担い手へ重点的に農地集積



地域農業を将来にわたって守るため、一丸となって取り組みましょう!



宮 城 県
宮城県農地中間管理機構
(公益社団法人みやぎ農業振興公社)



© 宮城県・旭プロダクション



農地中間管理事業の仕組み



出し手

市町村・農業委員会・JA等へ相談

機構へ貸付け

農地中間管理機構 (農地集積バンク)

- ① 出し手から農地を借受け
- ② 必要な場合は簡易な条件整備等を実施
(出し手・受け手の負担が伴います。)
- ③ 受け手(認定農業者等)への農地集積に配慮し貸付



機構から借受け

受け手
(担い手)

農用地利用配分計画案(市町村作成)

農用地利用配分計画の公告(県)

注) 農用地として利用が困難な場合や、該当区域の受け手リストに候補者がいない場合などは、すぐには借り受けせず、貸付希望者リスト(出し手リスト)に掲載してマッチング活動を続けます。



農地を貸したい人(出し手)の場合

どうする?

「農地を貸したい」旨の申出

機構による貸付希望者(出し手)リストの作成

機構(市町村・JA等の委託先含む)と貸付希望者の交渉(期間、賃借料など)

機構と貸付希望者の契約締結

ステップ①

機構又は市町村・JA等の相談窓口へ連絡します。

ステップ②

貸付期間、賃借料等の諸条件を相談し契約します。(機構に貸借に係る権利が移動します。)



農地を借りたい人(受け手)の場合

どうする?

機構による借受希望者(受け手)募集への応募

機構による借受希望者リストの公表

機構(市町村・JA等の委託先含む)が事業規程(貸付先決定ルール)に基づき、受け手を選定

機構(市町村・JA等の委託先含む)と借受希望者との交渉

市町村が農用地利用配分計画(案)を作成

機構が農用地利用配分計画を決定後、県が公告(農地の権利移動)

ステップ①

(市町村・JA等の相談窓口へ相談) 機構による借受希望者の募集に応募します。

ステップ②

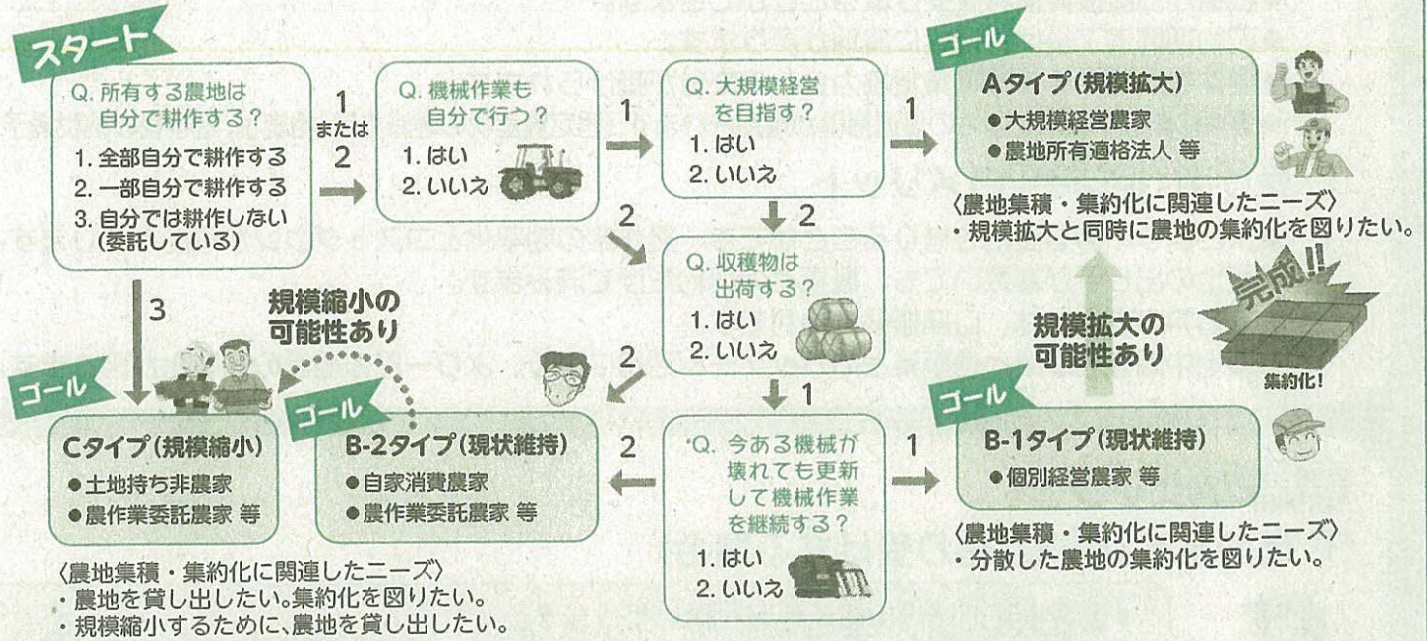
機構と期間、賃借料等の諸条件を相談します。

ステップ③

農地の貸借が記載された農用地利用配分計画が公表されると、借受希望者に農地の貸借に係る権利が移動します。

今後の農業経営と農地中間管理事業の活用について

近い将来、該当するであろう経営のタイプと農地集積・集約化に関連したニーズについて、下のフロー図を参考に考えてみましょう。



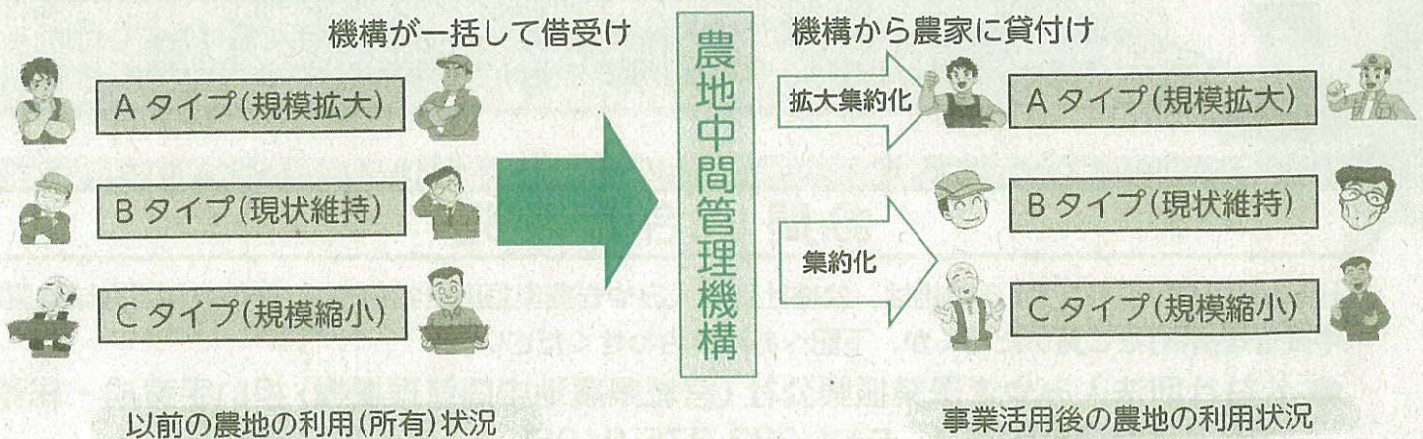
A、B-1タイプの方々は、主に「借受け」の要望が、B-2、Cタイプの方々は、「貸付け」の要望があると思われます。また、全てのタイプの方々に、「集約化」の要望があると思われます。

農地中間管理事業は、これらの3つのAタイプ、Bタイプ、Cタイプの方の要望にも対応し、農地の利用調整を図るものです。それぞれの立場で、本事業の活用を考えてみてください！

※A、B-1タイプの方は、機構による借受希望者募集への応募について、ご検討願います。

農地中間管理事業が目指す効率的な土地利用

地区内で土地利用計画について、合意形成されている場合、農地中間管理機構が一括して農地を借受けることで、様々な要望に対応することが可能になります。



事業活用のメリット

① 出し手のメリット

- 公的機関が農地を預かるので安心です。
- 機構から直接賃借料を受け取ることができます。
- 契約期間満了後は、確実に農地が戻ります。
- 要件を満たせば「機構集積協力金」の交付が受けられます。
- 農地に関連した税制面での優遇措置が適用されます（固定資産税の軽減措置、相続税、贈与税の納税猶予）。

② 受け手(担い手)のメリット

- まとまりのある農地を借りることができ、農作業の効率化とコストダウンが可能となります。
- 農地の出し手が複数いても、機構との契約だけで済みます。
- 賃借料の支払いは、口座振替で便利です。
- 農地中間管理事業と他事業とのパッケージ活用により、より一層の経営の効率化が図れます。

事業のポイント

① 借受基準(機構が借り受けする場合)



- 農業振興地域内の農用地等を借り受けます。
ただし、機構は、農用地等としての利用が困難な場合や農用地等を貸し付ける可能性が著しく低い場合は、当該農地は借り受けません。

② 貸付先決定ルールの基本原則(機構が貸し付ける場合)



- 農用地等の借受けを希望している者の規模拡大又は農地の集団化・集約化につながること。
- 既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさないようにすること。
- 新規参入をした者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるようにすること。
- 借受希望者の意向を踏まえつつ、地域農業の健全な発展に資するよう公平かつ適正に調整すること。

③ 契約の解除(機構から貸し付ける相手が見つからない場合)



- 機構が農地を借り受けてから2年を経過しても、なお受け手に農地を貸し付ける見込みがないときは、県知事の承認を受けて契約を解除することがあります。

お問い合わせ先

「農地集積バンク」に関する詳細は、公益社団法人みやぎ農業振興公社のホームページの「宮城県農地中間管理機構」をご覧ください。下記へお問い合わせください。

- 公益社団法人みやぎ農業振興公社(宮城県農地中間管理機構) 担い手育成・総務部

TEL:022-275-9192 FAX:022-275-9195
HPアドレス <http://www.miyagi-agri.com/>

みやぎ農業振興公社

検索

- 宮城県農林水産部 農業振興課 経営構造対策班

TEL:022-211-2835 FAX:022-211-2839

- お近くの宮城県各地方振興事務所・地域事務所 農業振興部
- 各市町村農政所管課・JAなどに設置している農地集積バンク相談窓口

(2) 農地中間管理事業評価委員会制度について

農地中間管理事業評価委員会制度について

平成30年12月25日
(公社)みやぎ農業振興公社

1 設置根拠

- (1) 農地中間管理事業の推進に関する法律 (H25 法律第 101 号)
- (2) 農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則 (H26 農林水産省令第 15 号)
- (3) 公益社団法人みやぎ農業振興公社農地中間管理事業規程 (H29,12,7 改正)
- (4) 公益社団法人みやぎ農業振興公社事業農地中間管理事業評価委員会設置要領
(H30,12,4 改正)

2 評価委員

- (1) 東北大学大学院教授
- (2) (公財)みやぎ産業振興機構推薦者
- (3) (一社)東北経済連合会推薦者
- (4) 宮城県町村会推薦者
- (5) 弁護士

3 評価委員会の役割 (機構法第6条第2項)

農地中間管理事業の実施状況を評価し、これに関し必要と認める意見を農地中間機構の代表者へ述べる。

※具体的評価項目・評価基準等詳細は、農林水産省より示されず本委員会検討のうえの対応となります。

4 評価委員の任命 (機構法第6条第3項)

農地中間管理事業に関し客観的かつ中立公正な判断をすることができる者のうちから、県知事の認可を受けて農地中間管理機構の代表者が任命する。

※各委員につきましては、農振第561号 (H30, 12, 4) 及び、宮城県 (農振) 指令第 196号 (H30, 12, 4) により県知事認可いただいております。

5 評価委員会の意見 (機構法第9条第4項)

農地中間管理機構は、事業年度ごとに、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、第6条第2項の規定による農地中間管理事業評価委員会の意見を付して、毎事業年度経過後3月以内に、宮城県知事に提出するとともに、これらを公表しなければならない。

※H29年度分は、H30, 6, 7付けで県知事提出のうえ公社HPにて公表しました。

6 評価委員会の開催予定及び内容

(1) 平成29年度 (H30以降もスケジュール的な目安は同じ)

- | | |
|--------------|-----------------------|
| ①年度当初 (6月6日) | ・・・H28事業報告 (評価検討) |
| ②年内 (12月19日) | ・・・H29事業中間報告 |
| ③年度内 (3月22日) | ・・・H29事業見通し・H30当初事業計画 |

(2) 平成30年度 (参考)

- | | |
|--------------|-----------------------|
| ①年度当初 (6月6日) | ・・・H29事業報告 (評価検討) |
| ②年内 (12月25日) | ・・・H30事業中間報告 |
| ③年度内 (3月予定) | ・・・H30事業見通し・H31当初事業計画 |

【評価委員会の設置の根拠】

○農地中間管理事業の推進に関する法律（H25法律第101号）（抄）

（農地中間管理事業評価委員会の設置）

第6条 農地中間管理機構には、農地中間管理事業評価委員会を置かなければならない。

2 農地中間管理事業評価委員会は、農地中間管理事業の実施状況を評価し、これに関し必要と認める意見を農地中間管理機構の代表者に述べることができる。

3 農地中間管理事業評価委員会の委員は、農地中間管理事業に関し客観的かつ中立公正な判断をすることができる者のうちから、都道府県知事の認可を受けて農地中間管理機構の代表者が任命する。

（ 中 略 ）

（事業計画等）

第9条

（ 中 略 ）

4 農地中間管理機構は、事業年度ごとに、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、第6条第2項の規定による農地中間管理事業評価委員会の意見を付して、毎事業年度経過後3月以内に、都道府県知事に提出するとともに、これらを公表しなければならない。

○農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則（H26農林水産省令第15号）（抄）

（委員の任命の認可の申請）

第3条 農地中間管理機構は、法第6条第3項の規定により農地中間管理事業評価委員会の委員を任命しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に当該任命に係る者の就任承諾書を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

一 任命しようとする者の氏名及び略歴

二 任命の理由

○公益社団法人みやぎ農業振興公社農地中間管理事業規程（H29, 12, 7改正）（抄）

（農地中間管理事業評価委員会）

第31条 公社の代表者は、農地中間管理事業に関し客観的かつ中立公正な判断をすることができる者のうちから、宮城県知事の認可を受けて農地中間管理事業評価委員会の委員を任命する。

2 農地中間管理事業評価委員会は、農地中間管理事業の実施状況を評価し、これに関し必要と認める意見を公社の代表者に述べるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、農地中間管理事業評価委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

参考：(公社)みやぎ農業振興公社事業評価委員会設置要領（H30, 12, 4改正）

後添のとおり

公益社団法人みやぎ農業振興公社 農地中間管理事業評価委員会設置要領

(趣 旨)

第1条 農地中間管理事業の推進に関する法律（H25年法律第101号）第6条に基づき、公益社団法人みやぎ農業振興公社（宮城県農地中間管理機構）農地中間管理事業評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、公益社団法人みやぎ農業振興公社（以下「公社」という。）理事長が提出した農地中間管理事業の実施状況を評価し、必要に応じて理事長に意見を述べるものとする。

(組 織)

- 第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。
- 2 委員は、農地中間管理事業に関し客観的かつ中立公正な判断をすることができる者のうちから、宮城県知事の認可を受けて公社理事長が任命する。
 - 3 委員の任期は、2年を超えない範囲で公社理事長が定める期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
 - 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

- 第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員の委嘱後、最初に行われる委員会の招集は公社理事長が行う。
- 2 会議においては、委員長がその議長となる。
 - 3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
 - 4 委員会の議事は、出席した委員の半数以上で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認められるときは、関係者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(資料の公表)

第7条 会議で用いた資料は、原則として公表するものとする。ただし、個人情報等に関するものについては、この限りでない。

(会議録)

第8条 委員会の開催日時、出席者及び会議の概要は、会議録に記録するものとする。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、公社担い手育成・総務部におく。

(経 費)

第10条 委員会の運営に関する経費については、公社が負担する。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成26年 4月15日から施行する。
この要領は、平成30年12月 4日から施行する。

宮城県農地中間管理事業評価委員会委員名簿

(平成30年度)
平成30年12月25日

区 分	組 織 名	職 名	氏 名	備 考
委員	東北大学大学院	教 授	伊 藤 房 雄	
委員	(公財)みやぎ産業振興機構	副理事長	伊 本 廣 一	
委員	宮城県町村会	理事事務局長	佐々木 昭 男	
委員	(一社)東北経済連合会	常務理事事務局長	江 部 卓 城	
委員	弁 護 士	弁 護 士	丸 山 水 穂	

※評価委員会設置要領に基づき、委員は5人以内

※委員の任期は、同要領に基づき2年を超えない範囲で公社理事長が定める期間 (H30,12,25 ~ H32,6,30)

(3) 農地中間管理事業の実施状況について

I 農地集積目標

(1) 集積目標

単位：ha

		現状 (H22)		目標 (H35)		今後集積すべき目標	
耕地面積：A		129,600		129,600		—	
担い手利用面積：B		59,090	100%	116,640	100%	57,550	100%
内訳	自己所有面積	21,110	36%	23,300	20%	2,190	4%
	借入面積	14,527	25%	58,300	50%	43,773	76%
	農作業受託面積	23,453	40%	35,040	30%	11,587	20%
集積率：B/A		45.6%		90%		—	

*根拠 ①農地中間管理事業の推進に関する基本方針(宮城県H26.3策定)

②宮城県農地集積アクションプラン(宮城県H26.9策定)

(2) 平成26年度からの集積(借入)目標面積

①10年間 41,300ha

上記の表中の今後集積すべき目標の43,773haから25年度末までの実績2,473haを差し引いたもので、年間目標は、初年度2,000ha、2~7年目4,560ha、8年目以降漸減し最終年3,600ha。

②機構事業活用の目標面積 2~7年目4,250ha

上記の2~7年目の目標4,560haのうち機構事業活用を75%と見込み、(4,560×75%=3,420ha・純増)それに純増分以外として2割を加算したもの。(3,420÷80%=4,250ha)

II 年次別計画及び実績

単位：件、ha

		借入		転貸		管理		条件整備	
		件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
H26	計画	4,000	2,000	1,700	1,700	—	—	—	—
	実績	981	883	320	450	—	—	—	—
	達成率	25%	44%	19%	26%	—	—	—	—
H27	計画	9,120	4,560	4,176	4,176	200	100	100	50
	実績	3,500	2,953	2,305	2,905				
	達成率	38%	65%	55%	70%	0%	0%	0%	0%
H28	計画	8,500	4,250	4,297	4,297	200	100	100	50
	実績	2,612	2,003	1,795	2,149				
	達成率	31%	47%	42%	50%	0%	0%	0%	0%
H29	計画	8,500	4,250	4,250	4,250	200	100	100	50
	実績	2,567	2,190	1,409	2,118				
	達成率	30%	52%	32%	48%	0%	0%	0%	0%
H29 迄累計	計画	30,120	15,060	14,423	14,423	600	300	300	150
	実績	9,592	7,952	5,717	7,423				
	達成率	32%	53%	39%	52%	0%	0%	0%	0%
H30 (11月末)	計画	8,500	4,250	4,250	4,250	200	100	100	50
	実績	1,695	1,262	1,138	1,303				
	達成率	20%	30%	27%	31%	0%	0%	0%	0%

*H29迄累計では、解約分を除いている。

III 借受希望者の応募状況

	経営体数				希望面積 (ha)			
	実績	累計	うち法人	法人累計	実績	累計	うち法人	法人累計
H26	2,669	2,669	246	246	24,528	24,528	10,163	10,163
H27	563	3,232	50	296	2,657	27,185	290	10,453
H28	332	3,564	61	357	3,267	30,452	2,144	12,597
H29	223	3,787	62	419	4,891	35,343	3,904	16,501
H30(第2回迄)	73	3,860	10	429	1,138	36,481	820	17,321

◎平成30年度第2回までの借受希望面積は36,481haで、借入目標41,300haに対し88.3%。

IV 平成30年度の重点取組方針と取組状況

1 農地の集約化の推進（新規）

①担い手や地域の意向を踏まえて農地の集約化に取り組む地区を選定

・集約化推進地区を2～3地域選定

→◆県地方推進本部毎に地域の意向等を踏まえ地区を選定（7地区）。

・推進地区毎に担い手、市町村、農委、機構地域コーディネーター、JA、土地改良区、県等による検討会の開催

→◆角田市では全市一つの人・農地プランをより充実させるため、旧町村単位に細分化する地域の話し合いの中で担い手から集約化の取組要請があり、西根地区を先行し推進。

→◆大郷町粕川地区では早急に集約化したい農地（約4ha）を先行着手し、順次拡大を計画。

②農地利用最適化推進委員や機構地域コーディネーター等が相互に所有する「人と農地の情報」を共有するとともに、土地利用調整活動を連携して展開

③集約化を円滑に進めるための他制度との調整について検討

・集約化支援としての機構手数料の活用について検討

→◆別添のとおり

2 農地整備事業との連携強化

①機構関連農地整備事業等の積極的な活用と他地区への普及啓発活動を推進（新規）

→◆柴田町葉坂地区、七ヶ宿東部地区で事業着手済み。七ヶ宿西部地区は今年度着手に向け土地改良法手続き中。仙台市日向地区は来年度着手に向け対象農地の借受・貸付手続き中。

②農地整備事業の受益地での機構事業活用の推進（モデル地区における機構事業加速化の促進）

・作業受委託契約農地の機構事業活用促進の啓発

→◆事業地区毎の集積推進会議において、機構事業活用促進に向け啓発活動を展開。

3 市町村・農業委員会・担い手組織との連携強化

①農地利用最適化推進委員や機構地域コーディネーターの活動状況等の情報共有（新規）

・農地の出し手・受け手から収集した営農意向等の情報の相互共有

→◆農業委員会から農業委員・最適化推進委員名簿等の情報提供を受け、連携した活動や情報共有ができる体制を整え随時取組を展開。

②農業委員会と機構との連携活動方針に基づく市町村段階の関連機関の情報共有（新規）

→◆農業委員会総会後の場を活用した機構事業制度周知と課題等の共有。

③市町村、農業委員会、担い手組織との定期的な情報交換の実施

・一層の情報共有を図るため「情報共有プラットフォーム（会員専用ページ）」開設

・市町村が開催する「人・農地プラン」の策定・見直し検討会議やほ場整備に係る会議等への積極的な参加による地域内の農地集積機運の高揚

・農業委員会と機構との連携に関する活動方針（H29.11.6策定）に基づく連携活動と情報の共有化

・今年度新体制へ移行する農業委員会（8）と機構地域コーディネーターとの連携強化に向けた定期的な意見交換と相互研修会への参加

→◆11月から今年新体制へ移行した各農業委員会を訪問し意見交換を実施。

4 地域の実情に応じた事業推進

①地方推進本部が地域課題や対応方針を明確にして市町村における課題解決を支援

- ・水田以外の農地（畑地や草地等）における機構事業の活用促進
- ・集落営農組織の法人化，個別経営体中心の農地集積など地域の実情に応じた担い手による事業の推進
- ・都市近郊地域・農業地域等立地条件に応じた農地集積や機構事業の活用

5 中山間地域における推進

①遊休農地の発生防止と新規就農・参入の促進による地域農業の安定化

- ・機構関連農地整備事業や鳥獣被害防止対策支援事業等の活用による営農条件の改善

→◆七ヶ宿東部地区(A=19.2ha)，同西部地区(A=14.6ha)は，今年度着手に向け法手続き中。

 仙台市日向地区(A=16.6ha)は，来年度着手に向け対象農地の借受・貸付手続き中。

- ・農地や水路等の地域資源の維持・保全活動等による遊休農地の発生防止
- ・新規参入者・企業等の相談窓口を活用した担い手の確保育成

農地中間管理事業 進行状況

H30,11,30機構把握データ

No	市町村	H22耕地 面積 (ha) A	機構借入(農用地利用集積計画)										機構貸付(農用地利用配分計画)										市町村
			H30機構借入合計					機構借入累計(H26からの累計)					H30機構貸付合計					機構貸付累計(H26からの累計)					
			件数	面積 B(ha)	使用料		延滞率 (参考) B/A %	件数	面積 Bt(ha)	使用料		延滞率 (参考) Bt/A %	件数	面積 C(ha)	使用料		延滞率 (参考) C/A %	件数	面積 Ct(ha)	使用料		延滞率 (参考) Ct/A %	
					金納(千円)	物納(Kg)				金納(千)	物納(Kg)				金納(千円)	物納(Kg)				金納(千)	物納(Kg)		
1	白石市	3,550	4	3.3	100	703	0.1	8	7.3	108	2,224	0.2	5	3.3	100	703	0.1	9	7.3	108	2,224	0.2	白石市
2	角田市	4,720	233	109.3	4,965	2,710	2.3	779	429.1	7,058	85,500	9.1	28	18.6	108	4,291	0.4	564	328.1	2,162	84,639	7.0	角田市
3	蔵王町	2,400	0	0.0	0	0	0.0	46	32.4	797	5,831	1.3	10	6.5	0	1,505	0.3	44	32.4	797	5,861	1.4	蔵王町
4	七ヶ宿町	592	19	7.0	300	0	1.2	119	50.5	2,470	1,453	8.5	23	14.8	787	0	2.5	45	49.3	2,493	1,453	8.3	七ヶ宿町
5	大河原町	611	2	1.4	0	835	0.2	28	14.4	111	8,271	2.4	3	1.6	0	956	0.3	27	14.4	111	8,271	2.4	大河原町
6	村田町	1,650	9	4.4	104	825	0.3	79	35.8	544	10,230	2.2	8	4.4	104	825	0.3	30	35.8	544	10,230	2.2	村田町
7	柴田町	1,020	86	17.7	381	2,799	1.7	315	126.1	3,570	32,670	12.4	12	6.3	3	2,562	0.6	79	112.5	3,190	31,803	11.0	柴田町
8	川崎町	1,990	2	3.4	0	990	0.2	36	38.1	164	10,626	1.9	2	3.4	0	990	0.2	35	38.1	164	10,626	1.9	川崎町
9	丸森町	3,230	4	1.9	49	436	0.1	257	157.9	7,504	14,163	4.9	3	1.0	49	154	0.0	28	156.9	7,504	13,881	4.9	丸森町
10	仙台市	5,830	29	11.7	878	0	0.2	893	530.8	60,162	0	9.1	41	113.1	12,519	0	1.9	707	512.0	58,437	0	8.8	仙台市
11	塩竈市	14	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	塩竈市
12	名取市	2,460	41	18.7	975	0	0.8	464	339.4	18,346	0	13.8	46	62.5	3,349	0	2.5	168	330.7	17,849	0	13.4	名取市
13	多賀城市	358	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	多賀城市
14	岩沼市	1,290	275	149.4	10,562	0	11.6	992	762.5	47,535	0	59.1	98	81.4	5,203	0	6.3	376	675.0	41,127	0	52.3	岩沼市
15	亶理町	2,460	0	0.0	0	0	0.0	25	29.2	2,241	6,017	1.2	0	0.0	0	0	0.0	23	29.2	2,241	6,017	1.2	亶理町
16	山元町	1,230	0	0.0	0	0	0.0	131	65.3	4,592	10,650	5.3	0	0.0	0	0	0.0	38	65.3	4,592	10,650	5.3	山元町
17	松島町	1,010	5	3.2	339	0	0.3	147	86.8	8,940	0	8.6	6	3.5	321	0	0.3	109	86.1	8,832	0	8.5	松島町
18	七ヶ浜町	119	8	2.2	105	0	1.9	251	89.8	4,348	0	75.4	0	0.0	0	0	0.0	195	87.5	4,242	0	73.6	七ヶ浜町
19	利府町	461	0	0.0	0	0	0.0	3	1.6	117	0	0.4	0	0.0	0	0	0.0	3	1.6	117	0	0.4	利府町
20	大和町	2,520	1	0.4	40	0	0.0	95	115.5	10,574	4,632	4.6	2	1.8	40	600	0.1	27	115.5	10,574	4,632	4.6	大和町
21	大郷町	2,190	5	5.2	512	329	0.2	290	330.0	31,366	6,338	15.1	10	17.9	1,543	329	0.8	72	328.1	31,095	6,338	15.0	大郷町
22	富谷市	717	1	0.8	0	270	0.1	9	12.8	205	4,380	1.8	1	0.8	0	270	0.1	8	12.8	205	4,380	1.8	富谷市
23	大衡村	1,400	28	49.3	1,352	9,507	3.5	47	75.0	1,833	17,514	5.4	31	51.1	1,444	9,854	3.6	46	75.0	1,833	17,514	5.4	大衡村
24	大崎市	19,000	128	94.8	10,386	7,544	0.5	967	973.6	131,954	24,903	5.1	129	135.7	16,876	7,410	0.7	558	958.4	130,394	24,589	5.0	大崎市
25	色麻町	2,890	1	4.1	407	0	0.1	237	341.6	40,122	555	11.8	6	10.5	975	0	0.4	56	341.6	40,122	555	11.8	色麻町
26	加美町	6,260	64	106.3	11,251	0	1.7	284	432.6	46,481	3,903	6.9	0	0.0	0	0	0.0	36	326.1	35,194	3,903	5.2	加美町
27	涌谷町	3,470	85	59.2	7,239	1,216	1.7	436	363.6	49,032	8,056	10.5	72	62.5	7,661	602	1.8	390	358.0	48,674	7,262	10.3	涌谷町
28	美里町	5,010	180	194.4	31,126	120	3.9	478	500.7	79,326	9,677	10.0	45	151.9	24,358	300	3.0	249	455.2	72,223	9,557	9.1	美里町
29	栗原市	18,500	61	77.6	3,975	18,215	0.4	780	824.1	44,248	227,122	4.5	81	113.4	4,486	30,592	0.6	669	820.1	44,160	225,335	4.4	栗原市
30	登米市	18,400	192	194.8	27,742	0	1.1	1,275	1,175.9	161,775	22,127	6.4	224	245.7	35,333	0	1.3	1,132	1,138.3	156,258	22,127	6.2	登米市
31	石巻市	9,360	78	91.2	9,452	14,525	1.0	664	640.3	61,667	135,146	6.8	108	128.7	12,621	27,297	1.4	610	633.6	60,817	134,606	6.8	石巻市
32	東松島市	2,510	79	35.1	3,532	2,515	1.4	706	502.8	44,363	51,755	20.0	143	62.8	6,313	3,939	2.5	486	487.8	42,764	51,035	19.4	東松島市
33	女川町	14	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	女川町
34	気仙沼市	1,430	71	15.6	372	1,350	1.1	321	81.7	2,573	6,530	5.7	0	0.0	0	0	0.0	14	66.1	2,201	5,180	4.6	気仙沼市
35	南三陸町	989	4	0.5	26	0	0.1	125	47.6	1,449	0	4.8	1	0.1	5	0	0.0	22	47.2	1,428	0	4.8	南三陸町
県計		129,655	1,695	1,262.8	126,171	64,889	1.0	11,287	9,214.8	875,574	710,273	7.1	1,138	1,303.0	134,198	93,179	1.0	6,855	8,726.2	832,453	702,668	6.7	

* 累計では解約分を除いている

平成30年度 農地中間管理事業の重点実施区域及びモデル地区の設定状況 (1/3)

宮城県

[平成30年11月2日現在]

市町村名	重点実施区域 又は モデル地区 (地区名)	モデル 地区	重点実施区域は、都道府県の機構が定める 事業現行に基づき、当該地域の 人・農地プランの作成エリア等をベース に設定するようにしてください。			人・農地 プランへ 機構の活 用を位置 付けて いるか	期待される効果 (期待される効果に○を記入(複数可)してください。) なお、主たる効果には◎を記入してください。					(参 考) 中山間 地域 (※6) 設定時期		
			区域 (地区)内 農地面積 (ha)	うち機構事業 実施(転賃) 面積(ha)	うち農地整備 事業の受益 面積(ha)		農地整備 事業名 (※5)	担い手への農地利用の 集積・集約化		耕作 放棄地 の解消	新規参入		その他	
								リタイアする 人から担い 手への集積 が中心	担い手等の 利用権の 交換が中心		新規 就農			企業 参入
角田市	稲置地区		101	50	101	③農地耕作条件改善事業	○	◎	○				H27.10.15設定 H30.9.25変更(区域の見直し)	
角田市	毛萱地区		80	40	80	③農地耕作条件改善事業	○	◎	○				H27.10.15設定 H29.1.31変更	
村田町	針生前地区	○	24	16	24	①農業競争力強化基盤整備事業	○	◎					H26設定	
柴田町	下名生地区 (しものみょう)	○	62	38	-		○	◎					H26設定	
柴田町	中名生地区 (なかのみょう)	○	78	9	62	①農業競争力強化基盤整備事業	○	◎					(重点)H29.3.21設定 (重点)H29.11.27設定(区域見直し) (モデル)H30.3.23設定	
丸森町	館矢間地区		619	150	-		○	○	◎	○			H27.10.15設定	
仙台市	岩切地区		243	3	31	③農地耕作条件改善事業	○	◎					H27.4.13設定	
仙台市	秋保地区		145	0	38	③農地耕作条件改善事業	○	◎					H27.4.13設定	
仙台市	日向地区	○	16	16	16	⑤農地中間管理機構関連農地整備事業	○	◎		○			(重点)H30.9.25設定 (モデル)H30.11.2設定	
名取市	堀内志村地区		82	7	18	③農地耕作条件改善事業	○	◎					H27.4.13設定	
名取市	名取地区	○	646	75	646	④農山漁村地域復興基盤総合整備事業	○	◎					(重点)H28.9.20設定 (モデル)H28.10.28設定	
岩沼市	岩沼東部地区	○	1,354	98	790	④農山漁村地域復興基盤総合整備事業	○	◎					(重点)H27.10.15設定・旧「五浦中部」含む (モデル)H27.10.18設定	
岩沼市	岩沼西部地区	○	188	123	188	④農山漁村地域復興基盤総合整備事業	○	◎				○ (業務提携の法人化)	(重点)H28.10.21設定 (モデル)H28.10.28設定	
岩沼市	岩沼北部地区	○	98	64	98	④農山漁村地域復興基盤総合整備事業	○	◎				○ (業務提携の法人化)	(重点)H28.10.21設定 (モデル)H28.10.28設定	
岩沼市	小川地区	○	115	58	115	④農山漁村地域復興基盤総合整備事業	○	○				○ (業務提携の法人化)	(重点)H28.10.21設定 (モデル)H28.10.28設定	
亶理町	吉田東部2期地区	○	177	50	177	④農山漁村地域復興基盤総合整備事業	○	○	◎				(重点)H30.9.25設定 (モデル)H30.11.2設定	
多賀城市	多賀城地区	○	366	252	252	④農山漁村地域復興基盤総合整備事業	○	◎		○			(重点)H28.10.21設定 (モデル)H28.10.28設定	
山元町	山元東部地区	○	468	244	468	④農山漁村地域復興基盤総合整備事業	○	◎		○	○	◎	H26設定 ※7	
山元町	山元北部地区	○	123	30	123	④農山漁村地域復興基盤総合整備事業	○	◎					(重点)H28.9.20設定 (モデル)H28.10.28設定	
山元町	磯地区	○	40	40	40	④農山漁村地域復興基盤総合整備事業	○	◎					(重点)H28.9.20設定 (モデル)H28.10.28設定	
松島町	手榴地区	○	171	25	171	④農山漁村地域復興基盤総合整備事業(復興基盤総合整備事業)	○	◎	○				(重点)H29.9.29設定 (モデル)H29.10.13設定	
七ヶ浜町	七ヶ浜地区	○	122	98	119	④農山漁村地域復興基盤総合整備事業(復興基盤総合整備事業)	○	◎				○	H26設定 ※7	
大和町	落合地区		391	59	391	③農地耕作条件改善事業	○	◎	○				H29.1.31設定	
富谷市	富谷南部		45	5	45	③農地耕作条件改善事業	○	◎					H30.2.28設定	
大崎市	小迫地区		26	14	26	③農地耕作条件改善事業	○	◎					H27.4.13設定	
大崎市	田尻地味通木地区	○	77	45	36	①農業競争力強化基盤整備事業	○	○				◎ (業務提携の法人化)	(重点)H27.10.15設定 (モデル)H27.10.16設定	
大崎市	蕨葉沼地区	○	150	11	150	①農業競争力強化基盤整備事業	○	◎					(重点)H29.9.29設定 (モデル)H29.10.13設定	
大崎市	下野目東部地区	○	179	24	179	①農業競争力強化基盤整備事業	○	◎					(重点)H29.9.29設定 (モデル)H29.10.13設定	
大崎市	清水川北浦地区	○	178	12	178	①農業競争力強化基盤整備事業	○	◎					(重点)H29.9.29設定 (モデル)H29.10.13設定	
美里町			344	22	344									
大崎市	鹿飼沼地区	○	180	8	190	①農業競争力強化基盤整備事業	○	◎					(重点)H29.9.29設定 (モデル)H29.10.13設定	
涌谷町			196	8	196									
色麻町	下高城地区	○	75	75	62	④農山漁村地域整備交付金農地整備事業	○	◎					H26設定 ※7 (重点)H30.9.25変更 (モデル)H30.11.2変更	
加美町			12	12	11									
色麻町	月崎・清水地区		54	54	54	①農業競争力強化基盤整備事業	○	◎					H30.9.25設定	
加美町			54	54	54				◎					
加美町	霞地区 (いかずち)	○	142	129	-		○	◎					H26設定 ※7	
加美町	東鹿原地区	○	49	32	49	①農業競争力強化基盤整備事業	○	◎					(重点)H29.9.29設定 (モデル)H29.10.13設定	
小針	34地区	24地区	7,480	2,050	5,522	31地区	33地区							

平成30年度 農地中間管理事業の重点実施区域及びモデル地区の設定状況 (2/3)

【平成30年11月2日現在】

宮城県

市町村名	重点実施区域 又は モデル地区 (地区名)	重点実施区域は、都道府県の機構が定める 事業規模に基づき、当該地域の 人・農地プランの作成エリア等をベース に設定するようにしてください。					人・農地 プランへ 機構の活用を位置 付けているか	期待される効果 〔期待される効果に○を記入(複数可)してください。 なお、主たる効果には◎を記入してください。〕					(参考) 中山間 地域 (※6) 設定時期	
		モデル 地区	区域 (地区)内 農地面積 (ha)	うち機構事業 実施(転賃) 面積(ha)	うち農地整備 事業の受益 面積(ha)	農地整備 事業名 (※5)		担い手への農地利用の 集積・集約化		耕作 放棄地 の解消	新規参入			その他
								リタイアする 人から担い 手への集積 が中心	担い手等 の利用権の 交換が中心		新規 就農	企業 参入		
涌谷町	猪岡短台1地区		508	4	12	③農地耕作条件改善事業	○	◎					H27.9.15設定	
涌谷町	出来川左岸下流		144	89	112	③農地耕作条件改善事業	○	○					H29.11.27設定	
美里町	青生地区 (あおう)	○	211	118	211	①農業競争力強化基盤整備事業	○		◎				H26設定	
美里町	青木川地区	○	182	19	182	④農村地域復興再生基盤総合整備事業	○	◎					(重点)H29.9.29設定 (モデル)H29.10.13設定	
石巻市			49	5	49									
美里町	蛇沼向地区 (じやぬまむかい)	○	211	21	211	④農村地域復興再生基盤総合整備事業	○	◎					(重点)H29.9.29設定 (モデル)H29.10.13設定	
石巻市			9	1	9									
東松島市			70	9	70									
栗原市	下刈敷地区	○	75	62	-		○	○	◎				H26設定	
栗原市	上富地区 (かみとみ)	○	50	11	50	④農山漁村地域整備交付金農地整備事業	○	○	◎				H26設定	
栗原市	稲屋敷・袋地区	○	149	15	149	①農業競争力強化基盤整備事業	○	◎	○				(重点)H28.12.9設定 (モデル)H30.11.2設定	
栗原市	藤田地区	○	52	5	52	①農業競争力強化基盤整備事業	○	◎	○				(重点)H28.12.9設定 (モデル)H30.11.2設定	
栗原市	福田地区		59	6	59	③農地耕作条件改善事業	○	◎	○				H28.12.9設定	
栗原市	津久毛地区		379	38	379	③農地耕作条件改善事業	○	◎	○				H28.12.9設定	
栗原市	上沼地区	○	35	4	35	①農業競争力強化基盤整備事業	○	◎	○				(重点)H28.12.9設定 (モデル)H30.11.2設定	
栗原市	迫第四地区	○	21	4	21	①農業競争力強化基盤整備事業	○	◎					(重点)H29.9.29設定 (モデル)H29.10.13設定	
大崎市			68	14	68									
栗原市	沼田・八木地区	○	60	12	60	①農業競争力強化基盤整備事業	○	◎					(重点)H29.9.29設定 (モデル)H29.10.13設定	
栗原市	東田地区	○	85	14	85	①農業競争力強化基盤整備事業	○	◎					(重点)H29.9.29設定 (モデル)H29.10.13設定	
栗原市	大目地区	○	135	23	135	①農業競争力強化基盤整備事業	○	◎					(重点)H29.9.29設定 (モデル)H29.10.13設定	
栗原市	宿の沢地区		417	42	417	③農地耕作条件改善事業	○	◎	○				H30.9.25設定	
登米市	中津山地区	○	62	50	-		○	◎					H26設定	
登米市	飯島地区	○	204	22	204	④農山漁村地域整備交付金農地整備事業	○	◎	○				H26設定	
登米市	迫川沿岸(6)地区		406	8	29	③農地耕作条件改善事業	○	◎					H27.4.13設定	
登米市	米岡地区		262	6	69	③農地耕作条件改善事業	○	◎					H27.4.13設定 H30.2.28変更(名称の変更)	
登米市	豊里地区		1,054	22	37	③農地耕作条件改善事業	○	◎					H27.4.13設定 H30.2.28変更(名称の変更)	
登米市	宝江地区		368	8	45	③農地耕作条件改善事業	○	◎					H28.3.22設定 H30.2.28変更(区域の見直し等)	
登米市	川前地区		10	10	10	③農地耕作条件改善事業	○	◎					H28.3.22設定	
登米市	浅水地区		300	24	300	③農地耕作条件改善事業	○	◎					H29.11.27設定	
登米市	森地区		427	43	427	③農地耕作条件改善事業	○	◎					H30.9.25設定	
石巻市	河南4期地区	○	105	70	105	④農村地域復興再生基盤総合整備事業	○	◎	◎				H26設定	
石巻市	蛇田地区		183	3	33	③農地耕作条件改善事業	○	◎					H27.4.13設定	
石巻市	桃生町5期地区		117	3	98	③農地耕作条件改善事業	○	◎					H27.9.15設定	
石巻市	三輪田地区	○	113	73	113	④農山漁村地域復興再生基盤総合整備事業	○	◎					(重点)H28.10.21設定 (モデル)H30.3.23設定	
石巻市	大川地区	○	397	291	397	④農山漁村地域復興再生基盤総合整備事業	○	◎					(重点)H28.10.21設定 (モデル)H28.10.28設定	
石巻市	大森・福地区		217	22	217	③農地耕作条件改善事業	○	◎					H30.9.25設定	
石巻市	深谷地区		327	216	327	③農地耕作条件改善事業	○	◎					(重点)H28.10.21設定	
東松島市			85	53	85									
石巻市	河南(4)地区		864	4	27	③農地耕作条件改善事業	○	◎					(重点)H28.10.21設定	
東松島市			75	3	10									
小計	34地区	17地区	8,564	1,447	4,898	32地区	33地区							

平成30年度 農地中間管理事業の重点実施区域及びモデル地区の設定状況 (3/3)

宮城県

【平成30年11月2日現在】

市町村名	重点実施区域 又は モデル地区 (地区名)	モデル 地区	重点実施区域は、都道府県の機構が定める 事業規程に基づき、当該地域の 人・農地プランの作成エリア等をベース に設定するようにしてください。				人・農地 プランへ 機構の活 用を位置 付けて いるか	期待される効果 【期待される効果に○を記入(複数可)してください。 なお、主たる効果には◎を記入してください。】					(参 考) 中山間 地域 (※6) 設定時期	
			区域 (地区)内 農地面積 (ha)	うち機構事業 実施(転賃) 面積(ha)	うち農地整備 事業の受益 面積(ha)	農地整備 事業名 (※5)		担い手への農地利用の 集積・集約化		耕作 放棄地 の解消	新規参入			その他
								リタイアする 人から担い 手への集積 が中心	担い手等の 利用権の 交換が中心		新規 就農	企業 参入		
東松島市	大曲地区	○	142	50	142	④農山漁村地域復興基金総合整備事業	○	◎						H26設定
東松島市	野蒜地区		172	3	32	③農地耕作条件改善事業	○	◎						H27.4.13設定
東松島市	西矢本地区	○	208	64	208	④農山漁村地域復興基金総合整備事業	○	◎						(重点)H27.10.15設定 (モデル)H27.10.16設定
東松島市	小野地区		192	1	46	③農地耕作条件改善事業	○	◎						H27.10.15設定
東松島市	西小松地区		140	87	140	③農地耕作条件改善事業	○	◎						(重点)H28.10.21設定
東松島市	奥松島地区	○	141	108	141	④農山漁村地域復興基金総合整備事業(復興基金総合整備事業)	○	◎						(重点)H28.10.21設定 (モデル)H28.10.28設定
東松島市	東小松地区	○	150	107	150	④農村地域復興再生基金総合整備事業	○	◎						(重点)H29.1.31設定 (モデル)H30.3.23設定
南三陸町	西戸川地区 (さいどがわ)	○	20	9	20	④農山漁村地域復興基金総合整備事業	○	◎			○			H26設定
小計	8地区	5地区	1,165	429	879	8地区	8地区							
合計	76地区	46地区	17,209	3,926	11,299	71地区	74地区							

※1:本票は、農地中間管理機構が県(農地中間管理事業部局)と連携して作成し、農地中間管理事業の推進に関する法律第9条第1項に基づき毎事業年度作成する事業計画に添付してください。

※2:同一市町村内で重点実施区域又はモデル地区を複数設定している場合は、区域又は地区毎に記入してください。

※3:農地中間管理機構は、農地中間管理事業及び農地整備事業(農地耕作条件改善事業を含む)を効率的・効果的に推進する観点から、都道府県の農地中間管理機構部局及び農地整備事業部局と調整を行い、管内の農地整備事業の採択申請地区について重点実施区域又はモデル地区に設定してください。

※4:重点実施区域又はモデル地区を新たに設定した場合は、その都度、追加記載してください。

※5:農地整備事業の名称については、連携する農地整備事業を①農業競争力強化基金整備事業、②農業基金整備促進事業、③農地耕作条件改善事業、④その他の事業、⑤農地中間管理機構関連農地整備事業の番号で記載してください。

※6:重点実施区域又はモデル地区が中山間地域に所在すると考える場合は「○」を記載してください。(なお、農林統計に用いる地域区分(農業地域類型)による地域区分と一致させる必要はありません。)

※7:H27.9.15時点にて、「地区内農地面積」、「うち機構事業転賃面積」、「うち農地整備事業の受益面積」の数値を設定当初の値から一部変更している。

※8:H27.10.15指定の「岩沼東部地区」については、経営再開マスタープランに位置付け見込みである。

平成30年度 宮城県農地中間管理事業 地域コーディネーターの皆さん

中澤 和志
 (登米市産業振興課)

佐藤 吉彦
 (登米市産業振興課)

金子 信幸
 (大崎市農林振興課)

佐々木 俊一
 (大崎市農林振興課)

櫻田 克嘉
 (JAみどりの
 涌谷営農センター)

只野 公司
 (南三陸町第2庁舎)

佐藤 勇記
 (仙台地振事務所
 農業振興部)

板橋 廣志
 (亶理農業改良
 普及センター)

門間 満信
 (石巻市
 河南総合支所)

佐藤 憲善
 (石巻市
 河南総合支所)

大槻 久男
 (大河原地振事務所
 農業振興部)

佐久間 吉光
 (大河原地振事務所
 農業振興部)

河村 亨
 (大河原地振事務所
 農業振興部)

平成30年 10月1日現在
 宮城県農地中間管理機構
 ((公社)みやぎ農業振興公社)
 ※名前の下のカッコ内は、駐在場所。

農地中間管理事業に係る手数料の取り扱いについて

平成30年11月13日
(公社)みやぎ農業振興公社

1 手数料徴収の経緯等

- ・当社の農地保有合理化事業による貸借には、制度当初手数料はありませんでした。
- ・JAによる合理化事業・円滑化事業開始後に、事業の統一性から手数料徴収依頼がなされ実施しました。
- ・H26農地中間管理事業開始の翌H27から、合理化事業の延長で手数料徴収を行いました。
- ・近年では、手数料徴収をしていなかった他県の機構においても機構財務基盤強化のため手数料徴収の実施や検討をしています。
※参考：他県の手数料徴収状況⇒東北6県のうち5県が徴収（1県徴収検討）

2 手数料徴収根拠

- ・農地中間管理事業等実施細則（H26年6月5日施行）に基づき、借賃（農地所有者、農地耕作者双方対象）の1%を調査・手続き・管理等に要する経費の一部として使用するため徴収することと規定しています。

3 手数料徴収の現状と今後の考え方（用途）

- ・賃借料に対して1%の手数料を毎年機構に収めていただくこととなります。（例示：賃借料10,000円の場合は100円となります。）
- ・物納案件については、地域毎に近傍類似の賃借料（標準賃借料）を基に金銭換算し、算定します。
- ・農地所有者へは、賃借料から手数料を差し引いた額を指定口座へ振込ます。
- ・農地耕作者からは、手数料を賃借料に上乗せした額を指定口座から引落します。

<手数料徴収の基本的な考え>

- ①事業活用者全てにおいて応分の負担が必要。
→ ただし、サービスの実費を頂いているものではありません。
- ②事業活用者に継続的サービスを提供できる農地中間管理機構の経営基盤づくりが必要。（行政機関サービスでも必要に応じて手数料徴収はあります。）
→ 非補助経費を事業活用者以外（行政等）から支援あれば不要です。

※徴収した手数料は、機構事業を推進するための地域や担い手農業者への支援、国の補助対象とならない経費等に活用されます。



◎手数料の具体的用途（平成31年度より適用） ※ H31 全体予算：1,800 万円
(H30 徴収実績見込み額)

(1) 農地中間管理事業推進に資するための公社単独事業費（H31 予算：500 万円）

①農地中間管理事業推進のための地域活動支援事業

イ) 重点実施区域等における地域ぐるみでの農地の集積・集約化に係る会議費用（資料印刷費・会場費等）の定額補助

ロ) 新規集積促進費及び集約化促進費の交付

②農地中間管理事業推進のための理事長特認事業



(2) 農地中間管理事業に係る未収借賃に係る一時立替等（H31 予算：300 万円）

- ・受け手の不測の事態における出し手への支払いの影響を最小限にするため、支払いの円滑化を図ります。

(3) 農地中間管理事業に係る補助対象外経費（H31 予算：1,000 万円）

- ・現在、補助金で賄えない機構職員人件費等に充当しています。今後も継続。



以上の内容をご理解いただき、今後とも事業推進において、ご支援・ご協力よろしくお願ひ申し上げます。



(4) 機構事業を加速化させるための改善方針を踏まえた対応方針等について

各都道府県における農地中間管理事業に係る活動計画等の実施状況のフォローアップ

都道府県名:宮城県

改善方針の 該当箇所	農林水産省の 確認・要請事項	県・機構・ネットワーク機構の作成箇所	
		左の事項に対する考え方	今後の対応方針
4 土地改良法改正を踏まえたとの連携の強化	<p>農地整備事業と農地中間管理事業の連携により、担い手への農地集積が進んだ地区がある一方、これから面工事を開始する地区については、現時点であまり進展が見られない場合もあり、今後も継続して農地中間管理事業の活用を働き掛ける必要があるとしているが、具体的にどのように活用を働き掛けるのか検討していただきたい。</p> <p>また、基盤整備が完了した4モデル地区では、機構事業の活用実績には差があるとしているが、各地区ごとに現状と課題の把握及び方策の検討を進め、事業活用を図っていただきたい。</p>	<p>・農地整備事業の計画段階から、農地集積の方法として農地中間管理事業を位置付けることができれば、農地中間管理事業の活用が進むケースが多いことから、農地整備部局と農地中間管理事業部局間で情報共有を図り、農地整備事業の構想段階、調査計画段階の地区に対して、制度説明をする等、農地中間管理事業の活用を働き掛けることは効果的である。</p> <p>・農地整備事業が完了した4地区については、事業採択年度が、平成20年度以前であり、既に農地集積の手法を定め、実行段階にある中、途中から農地中間管理事業を導入した地区である。</p>	<p>・農地整備部局と農地中間管理事業部局間で、農地整備事業の構想段階、調査計画段階の地区情報を早期に共有し、対象地区に対して農地中間管理事業部局側から制度説明をする等、農地中間管理事業の活用を働き掛ける。</p> <p>・地方で開催される農地整備事業の進捗確認をする会議に農地中間管理事業部局も出席し、各地区における農地中間管理事業の活用状況を随時確認するとともに、更なる活用を働き掛ける。</p> <p>・地区内の担い手の形態、農地整備事業の事業計画上の集積目標等を確認するとともに、関係機関にも聞き取りを行うことで、課題と今後の対策を整理する。また、事業評価委員会で聴取した意見を参考に、農地中間管理事業の活用推進を図る。</p>

【国から機構への指示事項】

各機構は、次期評価委員会で、「農林水産省の確認・要請事項」に対する考え方及び対応方針について説明し、評価委員の意見を聞き取ること。また、その意見内容及びその意見に対する対応方針について、整理し、局へ報告すること。

土地改良法改正を踏まえた

農地整備事業と農地中間管理事業の連携強化

①農水省の確認・要請事項

＜県の評価と今後の方針＞

1. 担い手への利用集積が進んでいる地区がある一方、これから区画整理を始める地区は進展が見られない場合有り。
2. 今後も継続し事業活用の働き掛けが必要。

＜上記に対する農水省の確認・要請＞

1. 農地整備完了の4モデル地区の現状・課題・方策の取りまとめ。
2. 具体的な働き掛け方について検討が必要。

②農水省の確認・要請事項に対する考え方（県・機構・会議）

1. 両部局間（農地整備・中間管理）での情報共有を強化しながら農地整備事業の調査計画段階から地区（地域）に対し、農地中間管理事業の制度説明をしながら活用を促す。



③確認・要請事項に対する今後の対応方針（県・機構・会議）

1. 農地整備事業の各種会議時に、農地中間管理事業の活用状況等を確認し、更なる事業活用を働きかける。
2. 地区の集積目標等を確認し、課題と対策を整理する。

モデル地区における農地整備事業の実施と併せた農地集積状況

市町村名	地区名	重点区域/ モデル地区	農地整備事業 実施地区名	農地整備事業名	事業採 年度	事業 実施 年度	農地整備 事業の 実施 地区の 受益面 積 (ha)	促進計 画策定 時の集 積面積 (ha)	担い手 への農 地集積 面積 (ha)	うち機 械転賃 面積 (ha)	農地集 積率 (%) ③/①	
							①	②	③	④		
柴田町	下名生(しものみょう)	モデル	中名生・下名生	農業競争力強化基盤整備事業	29	29-34	91.2	30.9	36.8	21.5	40.3	
	中名生(なかのみょう)	モデル										
村田町	針生前	モデル	針生前	農業競争力強化基盤整備事業	22	22-32	24.4	5.4	18.9	11.3	77.3	
名取市	名取	モデル	名取	その他(交付金等によるものを含む)	25	25-32	650.0	57.5	451.8	193.9	69.5	
多賀城市	多賀城	モデル	多賀城	その他(交付金等によるものを含む)	27	27-32	252.0	52.9	61.7	0.0	24.5	
岩沼市	岩沼東部	モデル	岩沼 玉浦中部	その他(交付金等によるものを含む)	17	17-27	730.3	0.0	460.8	369.0	63.1	
	岩沼西部	モデル	岩沼西部	その他(交付金等によるものを含む)	27	27-32						188.0
	岩沼北部	モデル	岩沼北部	その他(交付金等によるものを含む)	25	25-32	98.0	0.0	26.3	20.0	26.8	
	小川	モデル	小川※	その他(交付金等によるものを含む)	13	13-25	145.0	33.0	79.7	62.2	69.3	
七ヶ浜町	七ヶ浜	モデル	七ヶ浜	その他(交付金等によるものを含む)	25	25-32	119.2	—	64.0	64.0	53.7	
山元町	山元東部	モデル	山元東部	その他(交付金等によるものを含む)	25	25-32	479.2	5.7	49.8	0.0	10.4	
	山元北部	モデル	山元北部	その他(交付金等によるものを含む)	25	25-32	123.0	60.3	66.8	3.0	54.3	
	磯	モデル	磯	その他(交付金等によるものを含む)	25	25-32	42.0	4.2	36.2	36.2	86.3	
松島町	手樽	モデル	手樽	その他(交付金等によるものを含む)	28	28-32	171.0	—	26.0	26.0	15.2	
大崎市	田尻地域通木	モデル	田尻中央	農業競争力強化基盤整備事業	15	15-32	571.9	106.2	302.0	115.7	52.8	
			田尻中央2期	農業競争力強化基盤整備事業								
	蕪栗沼	モデル	蕪栗沼	農業競争力強化基盤整備事業	23	23-31	150.0	13.5	112.2	5.0	74.8	
	下野目東部	モデル	下野目東部	農業競争力強化基盤整備事業	27	27-34	179.0	65.1	56.0	7.0	31.3	
色麻町	下高城	モデル	高城	その他(交付金等によるものを含む)	22	22-32	68.9	42.9	59.7	7.7	86.6	
			高城	農地耕作条件改善事業	30							
加美町	雷(いかづち)	モデル	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	東鹿原	モデル	東鹿原	農業競争力強化基盤整備事業	27	27-32	49.0	23.4	26.2	0.0	53.4	
美里町	青生(あおう)	モデル	青生※	農業競争力強化基盤整備事業	16	16-29	210.5	31.0	164.4	99.2	76.1	
			青生2期※	農業競争力強化基盤整備事業	18	18-29						
			青生	農地耕作条件改善事業	30							
栗原市	下刈敷	モデル	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	上富(かみとみ)	モデル	上富	その他(交付金等によるものを含む)	21	21-30	49.6	9.4	38.0	12.4	76.7	
	沼田・八木	モデル	沼田・八木	農業競争力強化基盤整備事業	28	28-33	60.0	23.7	26.8	0.0	44.7	
	東田	モデル	東田	農業競争力強化基盤整備事業	29	29-36	85.0	25.4	25.8	0.0	30.3	
	大目	モデル	大目	農業競争力強化基盤整備事業	29	29-34	135.0	34.0	35.6	0.0	26.4	
登米市	中津山	モデル	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	飯島	モデル	飯島	その他(交付金等によるものを含む)	10	10-29	203.6	43.3	127.9	17.9	62.8	
石巻市	河南4期	モデル	河南4期※	その他(交付金等によるものを含む)	19	19-27	104.8	0.0	75.5	45.0	72.0	
	三輪田	モデル	三輪田※	その他(交付金等によるものを含む)	18	18-29	113.0	28.0	59.3	5.1	52.5	
	大川	モデル	大川	その他(交付金等によるものを含む)	10	10-32	396.9	28.4	188.1	11.0	47.4	
東松島市	大曲	モデル	大曲	その他(交付金等によるものを含む)	21	21-31	140.4	9.5	109.7	67.1	78.1	
	西矢本	モデル	西矢本	その他(交付金等によるものを含む)	24	24-32	208.4	—	163.1	136.9	78.3	
	東小松	モデル	東小松	その他(交付金等によるものを含む)	20	20-30	137.0	16.8	103.7	0.0	75.7	
	奥松島	モデル	奥松島	その他(交付金等によるものを含む)	26	26-32	140.9	0.0	78.1	0.0	55.4	
南三陸町	西戸川(さいどがわ)	モデル	南三陸	その他(交付金等によるものを含む)	24	24-32	87.9	—	12.6	12.6	14.3	
大崎市・美里町	清水川北浦	モデル	清水川北浦	農業競争力強化基盤整備事業	13	13-31	522.0	109.4	351.3	15.0	67.3	
大崎市・涌谷町	鹿飼沼	モデル	鹿飼沼	農業競争力強化基盤整備事業	23	23-31	386.0	157.0	263.3	5.0	68.2	
			鹿飼沼	農地耕作条件改善事業	30							
美里町・石巻市	青木川	モデル	青木川・青木川2期	その他(交付金等によるものを含む)	16	16-30	231.0	58.9	125.9	2.0	54.5	
美里町・石巻市・東松島市	蛇沼向	モデル	蛇沼向	その他(交付金等によるものを含む)	13	13-30	290.0	41.3	148.2	17.0	51.1	
栗原市・大崎市	迫第四	モデル	迫第四	農業競争力強化基盤整備事業	28	28-35	89.0	34.0	15.1	0.0	17.0	

※ 網掛けした地区は、ほ場整備の工期が完了したもの。

各ほ場整備地区(工事完了地区)の現状、課題と方策について

【青生地区(美里町)】

1 現状

- (1) 受益面積：211ha
- (2) 機構実績面積：91ha

2 課題と方策

- ・担い手である法人は、集積目標88.8haに対し農地中間管理事業による賃借権設定で89.2haを集積している。一方、個別農家と特定農業団体(集落営農組合)の活用実績は2haのみ。
- ・担い手である個別農家は、ほ場整備をした結果、作付面積は増加している。今後、経営の安定化、拡大を見越して農地中間管理事業を活用する可能性があることから、個別農家に対して事業活用を提案する。

【三輪田地区(石巻市)】

1 現状

- (1) 受益面積：113ha
- (2) 機構実績面積：1ha

2 課題と方策

- ・担い手である法人は転作組合を母体としており、転作分を「基幹作業受託」で集積しているため、当法人の農地中間管理事業の活用実績は無い(水稻分は個別農家10戸で集積)。
- ・近い将来、個別農家が受けている水稻分を当法人が請け負う可能性があるため、当法人に対して農地中間管理事業の活用を提案する。

【河南4期地区(石巻市)】

1 現状

- (1) 受益面積：104ha
- (2) 機構実績面積：44ha

2 課題と方策

- ・集積目標70.7haを全て担い手である1法人で集積する計画。70.7haのうち43.7haが機構活用による賃借権設定、27haを基幹作業受託で集積している。
- ・基幹作業受託している27haを農地中間管理事業を活用した賃借権設定に集積手法を移せるよう、当法人に働き掛ける。

【小川地区(岩沼市)】

1 現状

- (1) 受益面積：115ha
- (2) 機構実績面積：68ha

2 課題と方策

- ・促進計画で担い手に位置付けた3つの集落営農組合が、農地整備事業完了後、全て法人化して、農地中間管理事業を活用した集積(68.2ha)に結び付けたもの。
- ・当3法人に対して更なる農地中間管理事業の活用を働き掛ける。

青生地区(美里町)の農地集積目標と農地中間管理事業の実績について

(※未書き箇所は機構事業実績)

1 地区概要

地区名	事業名	事業実施年度	目標年度	促進計画の担い手	受益面積(ha) (①)	各年度別の機構実績面積(ha)					合計 (②)	機構事業による 転貸率(%) (②/①)
						H26	H27	H28	H29	H30		
青生地区	農業競争力強化基盤整備事業 (経営体育成促進事業)	H16年度～ H29年度	H30年度	・担い手農家:3名 ・農業生産法人:1法人 ((農)みらいす青生 H26年1月設立) ・集落営農:1組織 (特定農業団体 堀切集落営農組合 H21年3月設立)	210.5		89.4	0.3		1.6	91.2	43.3

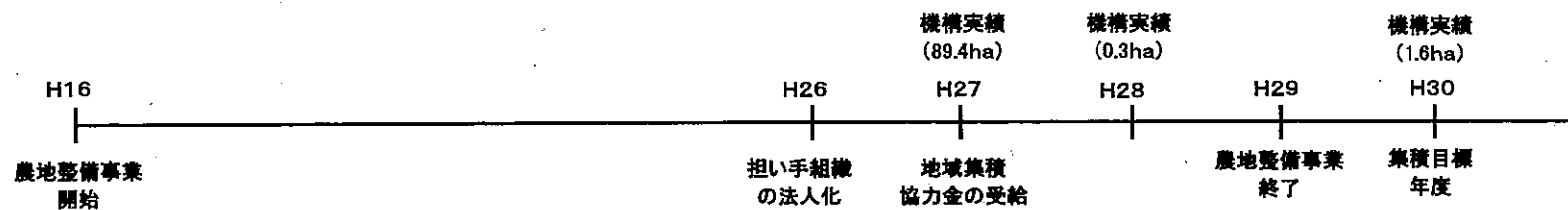
2 促進計画の集積目標と機構事業実績(H30年9月末時点)

面的集積方法 (目標)	計(ha)	担い手農家	農業生産法人	生産組織	集落営農
自己所有地	6.1	6.1			
賃借権設定	94.9	6.1	88.8		
機構事業(実績)	91.2	2.0	89.2		
経営受託	0.0				
基幹作業受託	42.9	2.2			40.7
計(ha)	143.9	14.4	88.8	0.0	40.7

3 担い手別の機構事業実績(H30年9月末時点)

種別	名称	機構事業実績 (ha)
促進計画担い手	(農)みらいす青生 (H26年1月設立)	89.2
〃	個別農家3名	—
促進計画担い手以外	個別農家1名	2.0
合計		91.2

4 農地整備事業と機構事業活用等の経緯



三輪田地区(石巻市)の農地集積目標と農地中間管理事業の実績について

(※朱書き箇所は機構事業実績)

1 地区概要

地区名	事業名	事業実施年度	目標年度	促進計画の担い手	受益面積(ha) (①)	各年度別の機構実績面積(ha)					合計 (②)	機構事業による 転貸率(%) (②/①)
						H26	H27	H28	H29	H30		
三輪田地区	農山漁村地域復興基盤総合整備事業 (経営体育成型・面的)	H18年度～ H29年度	H30年度	・個別農家:10戸 ・農業生産法人:1法人 (農)じょうぼん H29年4月設立)	113.4					1.1	1.1	1.0

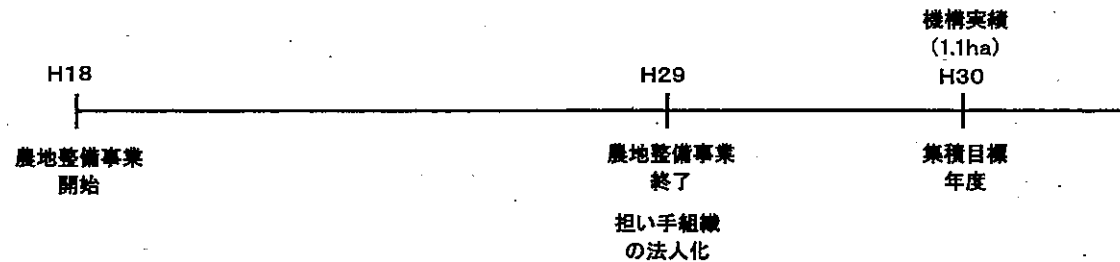
2 促進計画の集積目標と機構事業実績(H30年9月末時点)

面的集積方法 (目標)	計(ha)	担い手農家	農業生産法人	生産組織	集落営農
自己所有地	11.6	11.6			
賃借権設定	10.8	10.8			
機構事業(実績)	1.1	1.1			
経営受託	0.0				
基幹作業受託	46.7	20.1	26.6		
計(ha)	69.1	42.4	26.6	0.0	0.0

3 担い手別の機構事業実績(H30年9月末時点)

種別	名称	機構事業実績 (ha)
促進計画担い手	(農)じょうぼん(H29年4月設立)	—
"	個別農家10戸	1.1
合計		1.1

4 農地整備事業と機構事業活用等の経緯



河南4期地区(石巻市)の農地集積目標と農地中間管理事業の実績について

(※朱書き箇所は機構事業実績)

1 地区概要

地区名	事業名	事業実施年度	目標年度	促進計画の担い手	受益面積(ha) (①)	各年度別の機構実績面積(ha)					機構事業による 転貸率(%) (②/①)	
						H26	H27	H28	H29	H30		合計 (②)
河南4期地区	農村地域復興再生基盤総合整備事業 (経営体育成型・面的集積)	H19年度～ H27年度	H28年度	農業生産法人:1法人 ((農)たてファーム・和(H27年4月設立))	103.9		43.7				43.7	42.1

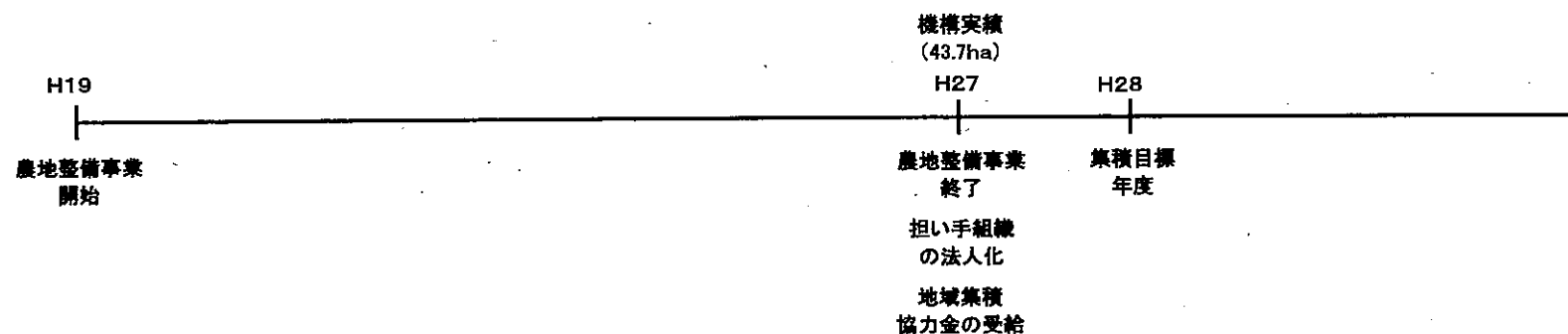
2 促進計画の集積目標と機構事業実績(H30年9月末時点)

面的集積方法 (目標)	計(ha)	担い手農家	農業生産法人	生産組織	集落営農
自己所有地	0.0				
賃借権設定	0.0				
機構事業(実績)	43.7		43.7		
経営受託	0.0				
基幹作業受託	70.7		70.7		
計(ha)	70.7	0.0	70.7	0.0	0.0

3 担い手別の機構事業実績(H30年9月末時点)

種別	名称	機構事業実績 (ha)
促進計画担い手	(農)たてファーム・和(H27年4月設立)	43.7
合計		43.7

4 農地整備事業と機構事業活用等の経緯



小川地区(岩沼市)の農地集積目標と農地中間管理事業の実績について

(※朱書き箇所は機構事業実績)

1 地区概要

地区名	事業名	事業実施年度	目標年度	促進計画の担い手	受益面積(ha) (①)	各年度別の機構実績面積(ha)					機構事業による 転貸率(%) (②/①)	
						H26	H27	H28	H29	H30		合計 (②)
小川地区	農村地域復興再生基盤総合整備事業 (経営体育成促進事業)	H13年度～ H25年度	H27年度	・個別農家:8名 ・農業生産法人:1法人 (有)夢の米蔵 H8年4月設立) ・生産組織:3組織	115			33.2	29.0	6.0	68.2	59.3

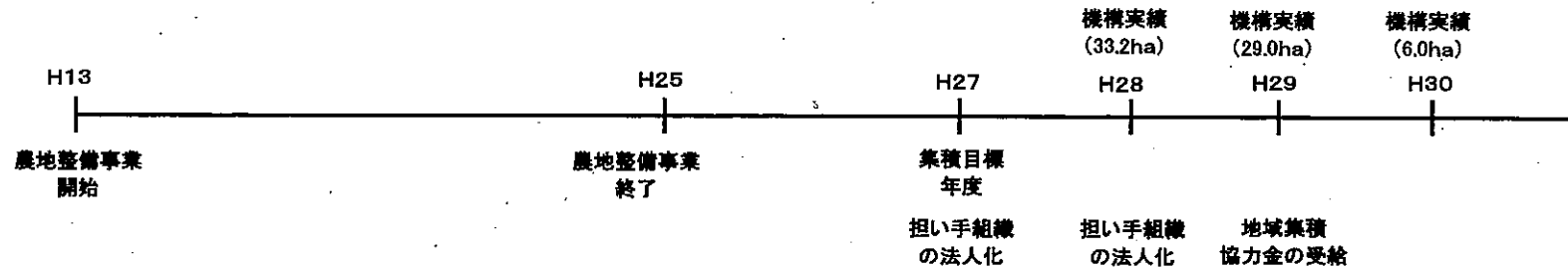
2 促進計画の集積目標と機構事業実績(H30年9月末時点)

面的集積方法 (目標)	計(ha)	担い手農家	農業生産法人	生産組織	集落営農
自己所有地	5.2	5.2			
賃借権設定	7.2	7.2			
機構事業(実績)	68.2			68.2	
経営受託	0.0				
基幹作業受託	93.2	24.2	4.0	65.0	
計(ha)	105.6	36.6	4.0	65.0	0.0

3 担い手別の機構事業実績(H30年9月末時点)

種別	名称	機構事業実績 (ha)
促進計画担い手	小川生産組合	—
	→(農)小川サン・フーム(H28年度設立)	34.8
"	長岡生産組合	—
	→(農)長岡グリーンサポート(H27年度設立)	15.4
"	志賀地区生産組合	—
	→(農)志賀(H27年度設立)	18.1
"	(有)夢の米蔵	—
"	個別農家8名	—
合計		68.2

4 農地整備事業と機構事業活用等の経緯



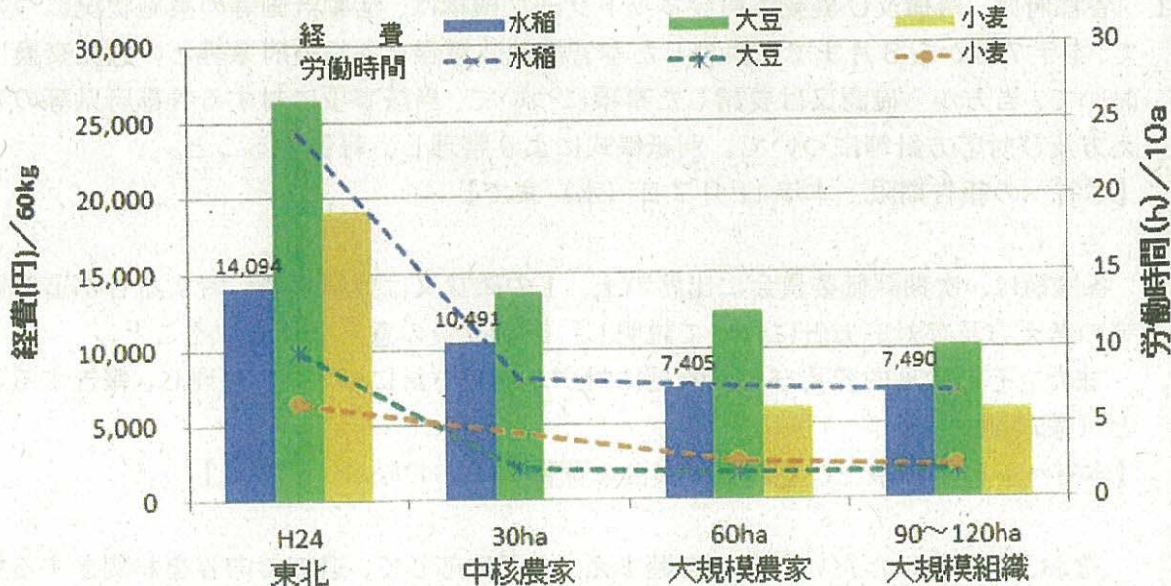
大規模水田営農モデルと技術導入効果

モデル経営体における作物の組み合わせと主要農機具の装備状況

経営体	モデル経営類型の栽培規模							主要農機具の装備							専従オペレータ
	耕地実面積 ha	水稲		小麦	大豆			トラクター	コンバイン		田植機		乾燥調製		
		移植 ha	乾田直播 ha		標播 ha	晩播狭畦 ha	収穫作業受託 ha		自脱6条 普通2.1m 1台	2台	側条8条 1台	2台		循環乾燥機50石 貯留乾燥機70石 籾摺り6インチ	
大規模組織①	120	40	40	30	10	30	30	100Hp 40Hp	2台 1台	自脱6条 普通2.1m 1台	2台 1台	側条8条 1台	2台	5基 1基	5人
大規模組織②	90	30	30	20	10	20	20	100Hp 40Hp	2台 1台	自脱6条 普通2.1m 1台	2台 1台	側条8条 1台	2台	4基 1基	5人
大規模農家	60	20	20	10	10	10	-	80Hp 40Hp	2台 1台	自脱5条 1台	1台	側条8条 1台	1台	3基	3人
中規模農家	30	20	-	-	10	-	-	60Hp 30Hp	1台 1台	自脱5条 1台	1台	側条8条 1台	1台	3基	2人

経費及び労働時間の削減効果 [平成24年東北(100)との比較]

部門	30ha 中規模農家		部門	60ha 大規模農家		90-120ha 大規模組織	
	60kg経費	労働時間 /10a		60kg経費	労働時間 /10a	60kg経費	労働時間 /10a
水稲(移植)	74%	33%	水稲(移植+乾直)	53%	31%	53%	30%
大豆(単作)	52%	21%	大豆(単作+麦後)	47%	18%	38%	19%
-	-	-	小麦	32%	40%	32%	35%



収量水準/10a

移植水稲: 540kg
乾直水稲: 510kg

単作大豆: 250kg
麦後晩播大豆: 210kg
小麦: 450kg

事務連絡
平成30年10月24日

各地方農政局経営・事業支援部農地政策推進課長 } 殿
内閣府沖縄総合事務局農林水産部経営課長 }

農林水産省経営局
農地政策課農地集積促進室長

「農地中間管理事業の加速化に向けた取組の更なる強化について」のフォローアップについて

「農地中間管理事業の加速化に向けた取組の更なる強化について」（平成30年6月26日付け30経営第795号農林水産省経営局長通知）に基づき、各都府県、農地中間管理機構（以下「機構」という。）及び農業委員会ネットワーク機構における活動計画等の実施状況について、下記のとおりフォローアップを行います。

そこで、貴職におかれましては、本フォローアップについて、管内の都府県、機構及び農業委員会ネットワーク機構に依頼いただくとともに、その結果を取りまとめの上、各作業の期限までに当室機構Iグループまで御報告願います。

記

- 1 各都府県、機構及び農業委員会ネットワーク機構は、活動計画等の実施状況について、本年7月から8月までに実施した本省農地政策課と各都道府県等との意見交換において、当方から確認又は要請した事項について、当該事項に対する各都府県等の考え方及び対応方針等について、別紙様式により整理し、報告すること。

【本省への報告期限：本年11月7日（水）まで】

- 2 各機構は、次期評価委員会に出席の上、1の確認又は要請事項に対する各都道府県等の考え方及び対応方針について説明し、評価委員の意見を聴き取ること。

また、その意見内容及びその意見に対する対応方針について、整理し、報告すること（様式自由）。

【本省への報告期限：次期評価委員会の開催日のおおむね2週間後】

なお、御報告いただいた内容を踏まえ、必要に応じて、追加で内容をお聞きする場合がございます。

事務連絡
平成30年10月29日

宮城県農地中間管理事業担当課長 殿

東北農政局経営・事業支援部農地政策推進課長

「農地中間管理事業の加速化に向けた取組の更なる強化について」の
フォローアップについて

日頃より、農地中間管理事業の推進に御尽力を賜り御礼申し上げます。

標記について、別添のとおり平成30年10月24日付け事務連絡をもって農林水産省経営局農地政策課農地集積促進室長から調査依頼がありました。

御多忙とは存じますが、貴県農地中間管理機構及び農業委員会ネットワーク機構と連携の上、当該事務連絡の別紙様式により調査・とりまとめの上、平成30年11月5日（月）12時までに下記担当宛て御報告を御願います。

担当：東北農政局経営・事業支援部
農地政策推進課
TEL：022-263-1111（代表）
横尾、松崎（内線4049）

(5) 平成29年度事業に対する評価委員会の
意見への対応状況について

平成30年12月25日
(11月末時点の実施状況)

平成29年度 農地中間管理事業実施状況に関する意見について

平成30年6月26日

宮城県農地中間管理事業評価委員会

【実施状況に対する意見】

1 基本スタンス

① 宮城県

事業開始から4年が経過したが、市町村やJA、農業委員会等の関係機関と積極的に連携を強化し、事業推進に向けた意識醸成に努めるとともに、連携体制を明確化しながら、効率的な体系を構築し事業を推進しており、基本スタンスは高く評価できる。

しかし、経営効率の視点のみで集約を進めれば、結果として、小規模農家が減少し、人口の減少や耕作放棄地の増加など、地域づくりの根幹に関わる大きな課題が顕在化していくと予想される。

県は、農村地域全体の将来像をどのように展望し、その実現に向けて具体的にどのような施策を展開するのかを示す責務があるので、これまで以上にその点に注力する必要がある。

【県】

(11月末時点の実施状況)

・宮城県では、農業・農村の将来にわたる振興に向け、「若者があこがれる魅力ある産業に」を目標に掲げている。農業者をはじめとする様々な県民が活躍し、農業、農村が有する多面的機能が維持され、都市と農村の交流や、農村集落の経済活動が活性化する施策を積極的に展開していく。また、地域農業の維持・発展に向けて、農地中間管理事業等の産業政策と日本型直接支払制度等の地域政策との両方の施策を展開していく。

② 宮城県農地中間管理機構（公社）

農地集積を推進するためには市町村や関係団体が中心にならざるを得ない側面がある。この点において機構は、関係団体に積極的に出向いて説明や協力要請を行い、役割分担と課題認識の共有を図りながら連携した取組に務めており、高く評価したい。

今後は、条件不利地域の集積が大きな課題になると思われるが、その為にも産学官連携による複合的な農業経営の視点など、より戦略性の高い取組も必要と思われる。

(1 1月末時点の実施状況)

- ・未整備農地や鳥獣害等で営農条件が厳しい中山間地域ほど、受け手となる担い手経営体が少なく、地域の農地をどう守り活用していくかという大きな課題がある。
- ・県・市町村等と連携した地域の話し合いを充実させ、H30創設された農家負担を伴わない機構関連農地整備事業を活用し、生産コスト低減と収益性の向上による担い手育成を目指す取組に努めている。

H30 採択：柴田町葉坂地区 A=37.3ha

七ヶ宿東部地区 A=19.2ha, 七ヶ宿西部地区：A=14.6ha

H31 採択：仙台市日向地区 A=13.6ha

- ・担い手不足が深刻化する地域では、営農条件整備（機構関連農地整備事業等各種補助事業）と併せJA出資型法人設立や企業の新規参入促進等も視野に入れながら、関係機関・団体と連携した取組に努めたい。

③ その他

米の生産数量目標の廃止など政策の変化が宮城県の農業構造にどのような影響を与えるかについても検討し、担い手育成の観点から必要に応じた施策を展開していく役割もあるのではないか。

【県】

(1 1月末時点の実施状況)

- ・県農業再生協議会では、平成29年4月に策定した「平成30年産以降の米政策改革への対応方針」に基づき国が示した主食用米等の全国生産量や、地域農業再生協議会からの「生産計画」等を踏まえ、引き続き、需要に対応した売れる宮城米づくりを推進する。
- ・また、水田をフルに活用し、大豆・麦及び飼料用米、輸出用米等の生産拡大や収益性の高い園芸作物への転換誘導により、農家所得の向上と競争力の高い宮城の水田農業の実現に向けた取組を推進していく。
- ・さらに、食と農の県民条例基本計画に基づき、農業経営の高度化や規模拡大に意欲的な地域の農業者や集落営農組織等を積極的に支援し、担い手への農地の集積、集約を進めるとともに、乾田直播栽培や機械化一貫体系などの新技術導入により省力、低コスト化を図る取り組みを進め、多様な担い手を育成しながら地域農業の持続的な発展に向け取り組んでいく。

2 推進体制

① 宮城県

県推進本部を設置し、関係機関や団体の連携を図ると共に、地方組織においても圏域毎に組織を立ち上げ、取組を推進している。

今後は更に、市町村や関係団体の声を集約し課題を整理しながら機動的に推進に繋げる役割が重要になってくると思うので、様々な場面を利用して地域農業のあり方を積極的に提言する役割の強化が必要である。

【県】

(1 1月末時点の実施状況)

- ・推進本部、機構及び各地方推進本部は関係機関を巡回し、今年度の農地中間管理事業の取組方針を説明するとともに、市町村ごとの農地集積の推進状況、運営体制等を聞き取りし、意見交換を行っている。その際に聞き取った制度運営上の課題や要望等を整理し、農水省による農地中間管理事業の都道府県ヒアリングの機会等に「現場の声」として国に要望、伝達している。
- ・また、人・農地プランに関連した地域での話し合いは、地域農業のあり方を検討する機会であり、このような機会が十分に確保できるように、県は市町村等の取り組みを支援し、目指す地域の将来像についても、積極的に地域住民や関係機関と意見交換を行うこととする。

② 宮城県農地中間管理機構（公社）

農業委員会との関係では、農地利用最適化推進委員と連携して「出し手・受け手」から聞き取りを行うとともに、「人・農地プラン」の見直しにかかる会議にも参加するなど積極的に取り組んでおり、この点は高く評価できる。

その一方で、農林水産省のアンケート調査結果では、昨年度と同様に、市町村との連絡調整が「まだ十分ではない」との回答が多いことから、引き続き市町村との連携強化に取り組んでいただきたい。

(1 1月末時点の実施状況)

- ・H29 調査結果から市町村との連携状況は前年度より改善（H28:連携がうまくいってない50%→H29:0%）したと思われるが、「まだ十分でない」の回答が63%であることから、市町村担当者会議の開催（11/13 公社主催）や今年新体制に移行した市町村農業委員会を県とともに継続訪問し、また、地域コーディネーターによる市町村等訪問強化を実施し、一層の連携強化や地域が抱える課題の共有とその解決に向けた意見交換等に努めている。

③ その他

米生産偏重からの脱却を目指し、様々なチャレンジが出来るよう民間団体や関係機関と連携した推進体制の構築を考える必要があるのではないか。

【県】

(1 1月末時点の実施状況)

- ・「第2期みやぎ食と農の県民条例基本計画」において、園芸の競争力の強化を施策として掲げ、先進的施設園芸や産地強化による園芸の振興を推進しているところである。そうした中、農産園芸環境課を「農産環境課」及び「園芸振興室」に再編し、先進的技術による施設園芸の普及拡大等を通じて、「みやぎ食と農の県民条例基本計画」に掲げる目標の実現を図ることとした。
- ・また、平成30年度から、県や(公)みやぎ農業振興公社、農業団体および商工系団体の12関係機関で構成する「農業経営相談所」が開設した。当相談所は、農業経営の法人化や6次化の取り組み等、幅広い農業経営の相談にワンストップで対応し、経営相談や診断、経営課題のテーマに応じた専門家派遣・巡回指導による個別経営支援の取り組みを行うものである。当相談所の活動を通して、より多くの担い手の経営基盤の確立を図る計画である。

3 推進方法

① 宮城県

市町村等との連携により「人・農地プラン」の見直しに、精力的に取り組んでおり評価したい。

市町村の施策展開においては、「地域農業の将来像をどのように地域住民と共有し、協働で地域づくりを模索するか」が重要な視点になっていると思う。

この農地中間管理事業については、今後大きな壁に直面することも想定されるが、住民協働による優良事例などを紹介するなど、積極的に推進策を提案し続ける姿勢が重要であると思われる。

【県】

(1 1月末時点の実施状況)

- ・農業、農村の維持発展のためには、担い手への農地の集積・集約化は不可欠なテーマであり、各地域の課題であることから、住民協働で取り組むべき課題と考えられる。また、地域が危機感や取り組みの必要性を認識し、主体的に取り組むことで、農地の集積、集約が推進するものと考えられる。地域の主体的な取り組みを促すためには、十分な話し合いによる地域農業の将来像の共有が有効と思われることから、人農地プランの取り組み支援を含め、地域の話し合いの支援を継続する。

② 宮城県農地中間管理機構（公社）

農地中間管理事業は、中間管理の体制、供給（出し手）、需要（受け手）のバランスの良い三位一体の関係が大切である。

平成29年度は、供給（出し手）側への広報に力点を入れた活動を行っており、その点は評価できる。今後もマインド醸成を図り続けることが達成率の改善につながると思うので、この事業が出し手側に一層の「安心感」を与える制度であることを訴えるべきであると考える。

その一方で、事業の施策・手法が供給（出し手）側に偏っている観が否めない。需要（受け手）側の対策として、ニーズをきめ細かく的確に把握し、魅力ある商品として提供していく必要もあろう。需要側の最大の商品ニーズは、作業効率向上の観点からみた大規模化・集約された優良農地の借り入れと推察されることから、一か所・一者に絞って需要ニーズを聞き取り「オーダーメイド」の商品提供をモデル事業として実施してみることも必要と思われる。

(1 1月末時点の実施状況)

- ・出し手側に対しては、受け手が体調不良等で耕作できなくなった場合、受け手との契約を解除しても機構が中間管理権を保有（出し手と機構の契約は存続）しているため、新たな受け手を探し貸付けできること、何らかの要因で受け手からの賃料徴収が滞った場合は、手数料収入を活用して出し手への一時立替払いが可能であること等について、引き続き訴えていく。
- ・受け手側の最大のニーズは、分散している経営農地が集約化され作業効率が向上することによる生産コスト低減と収益性向上にある。こうした中、角田市で人・農地プランの実質化に向けた地域の話し合いを充実（旧市町村単位に細分化）させたところ、担い手側からの要望に応えた機構を活用した再配分による集約化に繋がっていることから、このような優良事例を県内各地に紹介しながら横展開していく。また、賃借料手数料を活用した公社単独事業（新規集積促進費、集約化促進費の交付）により担い手等を支援する。

③ その他

地域農業の中心となる「担い手」と企業とのタイアップを模索するような試みを組織的に展開することも効果的ではないかと思われる。

なお、これまで4年間の取組実績を踏まえ、事業推進の中核として国・県に対し、さらなる事業推進に向けた改善策、例えば、農地利用集積円滑化事業など類似事業の一本化や農地中間保有機能の導入などを提言することも重要と思われる。

(11月月末時点の実施状況)

・事業開始以来、機構理事長が継続して市町村・農業委員会・JA・土地改良区を訪問し、地域が抱える課題を共有しながら、農地中間管理事業制度への要望・意見を聴き取るとともに、その内容を農政局長等に直接伝えてきた。その結果が制度開始5年後の見直し等に反映されてきたものと認識していることから、今後もこのような取組を継続していく。

○主な要望・意見

- ①農地貸借制度の統一化 ②農業経営改善計画認定手続きの簡素化 ③農用地利用状況報告の簡素化 ④農地整備との連携強化 ⑤協力金制度の継続性確保 等

4 事業実績

ほぼ全ての実績が全国平均を上回っていることは評価できる。しかし、本来的には機構として計画に対し70%以上を「A」評価と考えており、「A」評価を目指すべきことから計画の半分程度の達成率では説得力が弱い。

県・機構の努力だけでは解決困難と思われることから、事業の安定した継続のためにも、事業開始から5年目を迎えるH30年度に目標値の設定などの見直しが必要と思われる。

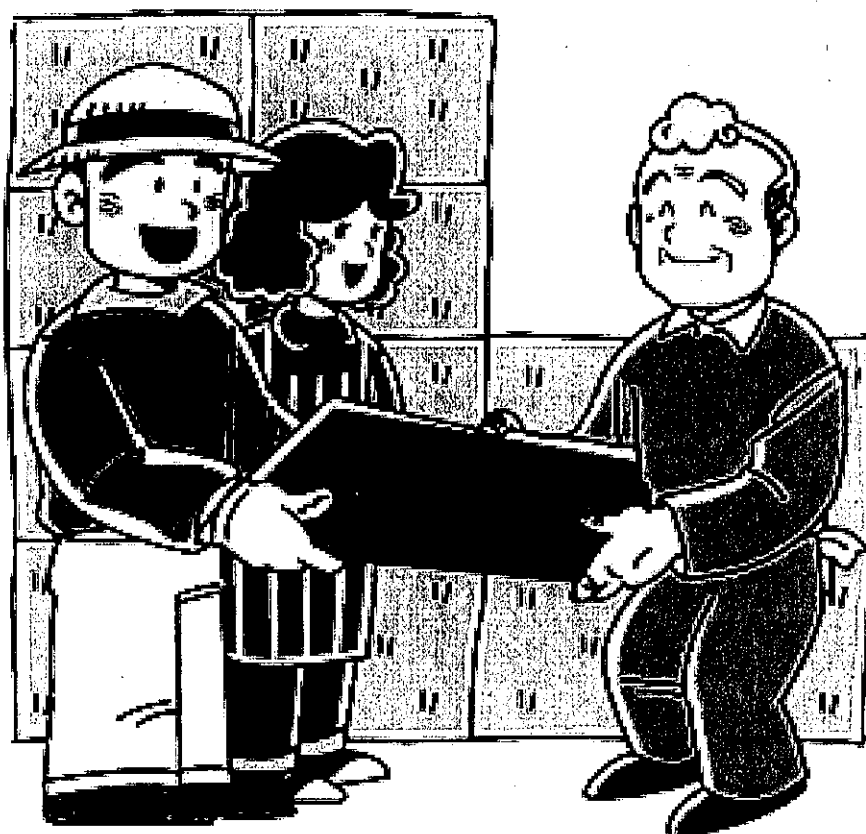
【県】

(11月月末時点の実施状況)

- ・県は、「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」の中で、平成35年度の担い手への農地集積の目標を全耕地面積の9割と設定している。しかし、平成29年度の新たに担い手に集積する面積の目標達成率は6割水準に留まっており、目標達成に向けて、より一層の事業推進が必要な状況である。
- ・農地集積を推進する上で、農地中間管理機構と農地利用最適化推進委員等、農業委員会との連携強化を図り、農地の貸し手の掘り起こしを進め、目標達成に向けて、担い手への農地集積を推進していく。

平成30年度第2回 評価委員会附属資料

(農地中間管理事業の5年後見直し等関連資料)



平成30年12月25日(火)

公益社団法人 みやぎ農業振興公社

農地バンク

話し合い徹底促す

農水省見直しで論点整理

農水省は13日、農地中
間管理機構(農地集積バ
ンク)の見直しに向けた
論点整理を示した。担い
手への農地集積を加速さ
せるため、地域で将来像
を描く「人・農地プラ
ン」を充実させ、地域で
徹底した話し合いを促す
ことが柱。調整役となる
農業委員会や農地利用最
適化推進委員の役割を法
令に明記。一定の実績が
あるJAなどが、機構に
集めた農地の配分に関与
できる仕組みを設ける。

農地中間管理機構見直し
論点整理のポイント

- ・市町村、農業委員会、JA、土地改良区などと一体で推進
- ・今後数年で大宗の地域で「人・農地プラン」を充実
- ・農業委員・推進委員が話し合いに積極参加する旨を法令で明確化
- ・借入・転賃の権利設定を一括してできる仕組み
- ・配分計画の縦覧、利用状況報告は廃止
- ・円滑化団体は機構に「統合一体化」
- ・JAが配分計画の案を作成可能に

手への農地集積を加速させるため、地域で将来像を描く「人・農地プラン」を充実させ、地域で徹底した話し合いを促すことが柱。調整役となる農業委員会や農地利用最適化推進委員の役割を法令に明記。一定の実績があるJAなどが、機構に集めた農地の配分に関与できる仕組みを設ける。

▼この面に関連記事
同日の自民党農地政策
検討委員会(林芳正委員
長)で了承された。貸付
これを踏まえて16日に見
直しの方針をまとめる。

論点整理には「今後数
年で大宗の地域で人・農
地プランの内容を充実さ
せる」と明記。農地につ
いて耕作者の年代や後継者
などの現況を地図で把握

し、中心的経営体への集約化の将来方針を必ず記載する。農地の出し手の個人名などは求めない。プランを充実させた場合、国の施設整備事業や地域で用途を決められる集積協力を重点的に配分することを検討する。JAや市町村公社などが担ってきた農地利用集積田集積事業は、機構に「統合一体化すること」だ。現行では、機構による農地の借り受けの計画(集積計画)と、機構から担い手への転賃の計画(配分計画)をそれぞれ作成することが必要だ

が、一括で権利設定できる仕組みを設ける。また、配分計画の案は原則、市町村が作成するが、JAなどが作成できるようにする。ただし、水田転作のブロックローテーションや新規就農の促進など「特色ある取り組みを行い、一定の実績がある」と条件とした。機構による集積事業の対象地域は現在、農業振興地域に限られるが、円滑化事業と同様に同区域外の農用地まで拡大。円滑化事業で設定した賃借権は「一括して機構に引き継げるようにする。

農地バンク 協力金 抜本見直しを 行政レビュー

政府は13日、外部有識者らが中央官庁の施策が有効か点検する「行政事業レビュー」を、農地中間管理機構(農地集積バンク)を対象に実施した。機構への農地の出し手側に支払う協力金について、担い手に農地を面的に集めるため、まとま

った面積を機構に預ける地域を重点支援するよう抜本見直しが必要とした。農地利用を巡る地域の話合いに、機構が積極的に参加する必要性も指摘した。▼一面参照

「レビューには有識者らが参加し、議論は一般に公開。来年度の手算編成への反映に向けて意見をとりまとめたが、内容は、農水省が自民党に示した機構の見直し案とほぼ同様だった。議論の取りまどめの意見として「農地の集積のみならず集約も促進していくことが必要だ」と担い手に農地を面的に集め

ることを課題に挙げた。協力金は、難関を機に機構に農地を預ける農家ら個別の出し手に交付するものではなく、「一定割合以上の農地を機構に預ける地域に支払うもの」を重点化するよう求めた。担い手に農地を集めるためにも地域の話し合いが必要だとして、「市町村、農業委員会などが地域農業の将来について話

し合う場を設け、機構は話し合いの場を積極的に参加すべきだ」と指摘。機構が担い手に農地を貸し付ける際、県段階の手続き簡素化も必要だとして、市町村が立てる計画で借り入れから転貸手で一体的にできる仕組みも求めた。

議論の中では、2023年度までに担い手に農地の8割を集める政府目標を止めた。

（このほか、農水省以外の手続も含めた目標設定について）

1 総論

農地バンクが、農地の集積・集約化に向けてその本来の機能を発揮するため、地域の特性に応じて、市町村、農業委員会、JA、土地改良区等のコーディネーター役を担う組織と農地バンクとが一体となって推進する体制を構築する。

2 地域における農業者等による協議の場の実質化

(1) 地域の徹底した話し合いにより担い手への農地の集積・集約化を加速化させる観点から、今後数年で大宗の地域で人・農地プランを実質化させるため、以下の取組を行う。

- ① 出し手の個人名などの詳細な記載までは求めない一方、地域内の農地について、耕作者等の年代情報や後継者の確保状況など地域の現況を地図により把握すること、及びこれに基づき中心的経営体への農地の集約化の将来方針を記載することを必須化する。
- ② 話し合いのコーディネーターの積極的参加を促すこととし、農業委員・農地利用最適化推進委員については、その旨を法令で明確化する。
- ③ プランを実質化させた場合に、施設整備事業や機構集積協力金の地域タイプを重点化するなどを検討する。

(2) 産地計画に向けた話し合いなどを活用し、新規就農を含めた将来の担い手を特定するなどの場合には、それを人・農地プランとみなすなど、柔軟な対応を行う。

(3) 所有を中心とした農地の集積・集約化を進めている地域もあることから、利用だけでなく所有による権利移転を進めるための税制上の取扱いを検討する。

3 農地バンクの仕組みの改善と農地の集積・集約化を支援する体制の一体化

(1) 農地バンクの仕組みの改善

- ① 農地バンクが農地を借入・転貸する際、出し手から農地バンク、農地バンクから受け手への権利設定を一括して行うことができる仕組みを設ける。
- ② 配分計画案の縦覧については、農地バンクが定期的に担い手の意向を把握していることを前提に廃止する。
- ③ 利用状況報告については、農地法に基づく農業委員会の利用状況調査と重複することから、廃止する。
- ④ 農地バンクが農地を貸し付ける場合に、貸主の承認を得ることを要しないとする機構法第18条第7項については、地域の合意内容を所有者が後で理由なく反対する場合など、必要な場合に限るよう運用方針を明確化する。
- ⑤ 機構集積協力金については、農地の集約化を地域ぐるみで進める観点から、単価の見える化や中山間地域についての交付基準の緩和等の改善を行いつつ地域タイプに重点化・一元化を図り、出し手についてもその中で支援することとする。
- ⑥ 農地耕作条件改善事業の更なる活用により、よりきめ細かな対応を行えるようにする。

- ⑦ 中山間地域等担い手が不足している地域において担い手を確保するためには、畑地化も含めた基盤整備の活用、新規作物等の導入など総合的な対応が必要である。その上で、農地バンク等が適正な農地利用に向けて積極的に協力する仕組みを設ける。

(2) 農地の利用集積・集約化を支援する体制の一体化

- ① 一部の地域で地域に根ざして特色ある活動を行っている農地利用集積円滑化団体を、上記の措置を講ずることにより仕組みが改善されることとなる農地バンクに、以下の措置を講ずることにより統合一体化し、農地の利用集積・集約化を一層推進することとする。
- ア ブロックローテーションや新規就農の促進など特色ある取組を行い、一定の実績があるJA等については、現在の円滑化事業の枠組に代えて、配分計画の案を作成できる仕組みを設ける。
- イ 農地バンク事業の実施地域を、現行の農地利用集積円滑化事業の事業実施地域に拡大する。
- ウ 統合一体化に伴う経過措置として、賃借権等を一括して農地利用集積円滑化団体から農地バンクに承継することができる仕組みを設ける。
- ② 農地バンクの市町村等に対する業務委託について、個々の業務委託契約に関する都道府県知事の承認を不要とする。
- ③ 市町村の作成する集積計画についても、上記の一体的な体制を機能させるための運用の明確化を行う。

4 農地の利用集積・集約化を促進するためのその他の措置

(1) 担い手の確保

- ① 農業者の減少・高齢化に伴い、意欲ある担い手による農地利用の広域化が進んでいることを踏まえ、農業経営改善計画の認定制度（認定農業者制度）について、担い手の活動範囲に応じ、市町村が定める認定基準を踏まえつつ、都道府県等が認定する仕組み等を設ける。
- ② 新規就農者の更なる確保に向けて、農業次世代人材投資事業や新規就農者向けの無利子資金について運用改善を行う。また、引き続きJA等が研修や新規就農者の自立支援を行えるような措置を講じる。
- ③ 農業法人の活動実態が拡大し、役員グループ会社間での兼務といった農業経営上の新たなニーズが生じていることを踏まえ、認定農業者について農業経営基盤強化促進法で農地所有適格法人の要件の特例を認める仕組みを拡充し、常時従事要件を特例的に緩和する。

(2) 担い手への農地の利用集積・集約化を促進するための転用期待の抑制

担い手に対する農地の集積・集約化を促進するため、農地の効率的利用に支障が生じないように転用許可基準を見直す。

5 関係法の改正等

- (1) 上記事項を実現するため、関係法律を見直すこととし、必要な法案を次期通常国会に提出する。
- (2) 今後、以上の基本的枠組みに従って、細部の運用を詰めていくこととする。